

諏訪市こども計画（案）

（第三期諏訪市子ども・子育て支援事業計画）（案）

【令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度】

令和 7（2025）年 月
諏 訪 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	5
5 子ども・子育て支援制度をめぐる流れ	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	8
1 統計による諏訪市の状況	8
(1) 人口の状況	8
(2) 世帯の状況	9
(3) 子どもの人口の推移と推計	10
(4) 出生率・合計特殊出生率の推移	11
(5) 女性の労働力率の状況	11
(6) 婚姻の状況	12
第3章 計画の基本理念と施策体系	13
1 計画の基本理念	13
2 計画の基本目標	14
基本目標Ⅰ 多様な幼児教育・保育の充実	14
基本目標Ⅱ 地域社会全体での子育て支援の充実	14
基本目標Ⅲ 安心して子育て・子育てできる環境づくり	14
基本目標Ⅳ 子育てと仕事が両立できる環境づくり	15
基本目標Ⅴ 若者への支援	15
3 施策の体系	16
第4章 子ども・子育て施策の展開	17
基本目標Ⅰ 多様な幼児教育・保育の充実	17
施策目標1 すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育の提供	17
施策目標2 認可保育所・認定こども園及び認可外保育所、学校との連携	18
施策目標3 保育サービスの量的拡充と円滑なサービス利用への支援	19
基本目標Ⅱ 地域社会全体での子育て支援の充実	21
施策目標1 子育てを支える地域活動の育成	21
施策目標2 子どもが安全に安心して遊べる環境の整備	22
基本目標Ⅲ 安心して子育て・子育てできる環境づくり	23
施策目標1 子ども・子育て家庭への支援	23
施策目標2 安心して妊娠・出産・育児できる環境づくり	25
施策目標3 社会的支援を必要とする家庭への自立支援	27
基本目標Ⅳ 子育てと仕事が両立できる環境づくり	32
施策目標1 男女がともに働きやすい環境の整備	32
施策目標2 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	33
基本目標Ⅴ 若者への支援	34
施策目標1 若者を支える取組み	34
第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込と確保の内容	37
1 教育・保育等の「量の見込」と「確保方策」について	37
(1) 「量の見込」の算出について	37
(2) 「確保方策」について	37

2	提供区域の設定	38
3	国が示す計画の対象事業	38
4	教育・保育事業の実施状況	39
	(1) 保育所等の入所状況	39
	(2) 教育・保育に関する目標事業量(量の見込)	40
	(3) 教育・保育に関する量の見込及び確保方策	42
5	地域子ども・子育て支援事業	44
	(1) 放課後児童健全育成事業(小学生1～6年生)	44
	(2) 延長保育事業(18:00以降の利用)	45
	(3) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミサポ)	46
	(4) 一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)	47
	(5) 一時預かり事業(幼稚園型以外)	48
	(6) 地域子育て支援拠点事業	49
	(7) 利用者支援事業(①こども家庭センター型)	50
	(7) 利用者支援事業(②妊婦等包括相談支援事業型)	51
	(8) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	52
	(9) 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	53
	(10) 子育て援助活動支援事業(ファミサポ事業:就学児対象)	54
	(11) 乳児家庭全戸訪問事業	55
	(12) 養育支援訪問事業	56
	(13) 妊産婦健診事業	57
	(14) 産後ケア事業	58
	(15) 子育て世帯訪問支援事業	59
	(16) 児童育成支援拠点事業	60
	(17) 親子関係形成支援事業	61
	(18) 乳児等通園支援事業	62
	(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進	62
第6章 計画の推進体制		63
1	計画の推進について	63
	(1) 庁内における連携強化	63
	(2) 団体・市民との連携強化	63
	(3) 情報提供・周知	63
	(4) 広域調整や県との連携	63
2	計画の進行管理と評価	64
	(1) 進行管理と評価体制の確立	64
資料編		65
1	アンケート調査結果からみえる現状	65
2	用語解説	78
3	計画策定経過	83
4	策定委員名簿	84

第 1 章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景と趣旨

《国の動向》

我が国においては、これまで待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待^{*}防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、令和 5（2023）年の出生数は統計開始以来最少（72 万 7277 人）となり、合計特殊出生率^{*}も過去最低（1.20）となるなど、特に近年は少子化のスピードが加速しています。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となり、さらには、こどもの貧困問題や不安定な雇用環境など、子ども・若者を取り巻く状況は深刻化しています。

このような危機的な状況を踏まえ、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めていくことが急務であるとし、令和 5（2023）年 4 月には、こども政策の司令塔として「こども家庭庁」が発足するとともに、こども政策に対する基本的な考え方を明らかにした「こども基本法^{*}」が施行されました。また、同年 12 月には、こども基本法に基づきこども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱^{*}」が閣議決定されたことから、これまで以上に総合的、一元的なこども政策・施策の推進体制がとられることになりました。本市においても、こうした動向を踏まえていくことが求められています。

《本市の動き》

本市では、これまで、次世代育成支援対策推進法^{*}に基づく「諏訪市次世代育成支援行動計画（すわっこプラン 21）」や平成 27（2015）年 4 月にスタートした子ども・子育て支援新制度^{*}における、子ども・子育て支援法^{*}に基づく「諏訪市子ども・子育て支援事業計画^{*}（第一期：平成 27（2015）年度～令和元（2019）年度、第二期：令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）」により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や子育て支援の充実に向け各種施策を展開し、「諏訪市子ども・子育て支援事業計画」の第二期計画期間においては、4 本の基本目標を柱として、計画を推進してきました。

基本目標 1『保育所・幼稚園の多様な保育及び幼児教育の充実』では、「待機児童ゼロ」を最優先課題と位置づけ、これまで 3 歳未満児の保育需要に対応するための保育室等の整備を進めるとともに、公立保育所全園の保育室、調理室・事務室にエアコンを設置するなど、安全で快適な保育環境の充実を推進してきました。また、使用済みおむつの園回収や保育 ICT システム^{*}の導入も進め、保護者の利便性向上も併せて図っています。

基本目標 2『地域社会全体での子育て支援の充実』では、子育て支援の拠点運営を通じて、「子どもの健全な遊びの場」の提供や、利用者の「仲間づくり」のきっかけづくりを進めました。民間を主体として多様な取り組みが展開されている「子どもの居場所づくり」の活動や企業などとも連携しながら、子育て支援のネットワークの拡大に努めています。

基本目標 3『安心して子育て・子育てできる環境づくり』では、妊産婦や 0 歳から 18 歳

までの子どもとその家庭が安心して生活や子育てができるよう支援を行う総合相談窓口として、令和 6 (2024) 年度より諏訪市こども家庭センター※「すわ☆あゆみステーション」の窓口を 2 か所設置し、児童福祉と母子保健が連携して一体的で切れ目ない支援ができるよう体制強化と環境整備を進めています。様々な専門機関へのつなぎを含めて、悩みや困りごとの内容とそれぞれの家庭の状況に応じた支援の推進に努めています。また、子育てに関する情報発信については、ホームページ（子育て応援サイト）、広報紙、通信アプリなど様々なツールを活用して、より多くの子育て家庭に必要な情報が届くよう工夫しています。

基本目標 4『子育てと仕事が両立できる環境づくり』では、放課後児童クラブ※の安定的な運営に努め、就労などにより保護者がいない放課後の時間帯などに安心して生活できる場を提供したほか、一時保育事業では、育児疲れなどの要件を満たさなくても利用できるように要件を拡充しました。また、市内企業に対しては、子育て・介護と仕事の両立及び柔軟な働き方の推進、子育て女性・障がい者等を採用した際の補助など、男女が働きやすい職場づくりに向けた事業を幅広く展開しています。

こうしたなか、令和 6 (2024) 年度で「第二期諏訪市子ども・子育て支援事業計画」が終了となることから、現在の社会情勢等に即した令和 7 (2025) 年度を始期とする「第三期諏訪市子ども・子育て支援事業計画」の策定が必要となります。その上で、こども基本法において、市町村はこども施策についての計画（自治体こども計画※）を定めるよう努めるものとされていることから、令和 5 (2023) 年度に実施した子ども・子育てに関するアンケート調査結果やこども・若者や子育て当事者をめぐる諸情勢等を踏まえて、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 年間を計画期間とする「諏訪市こども計画」を策定しました。

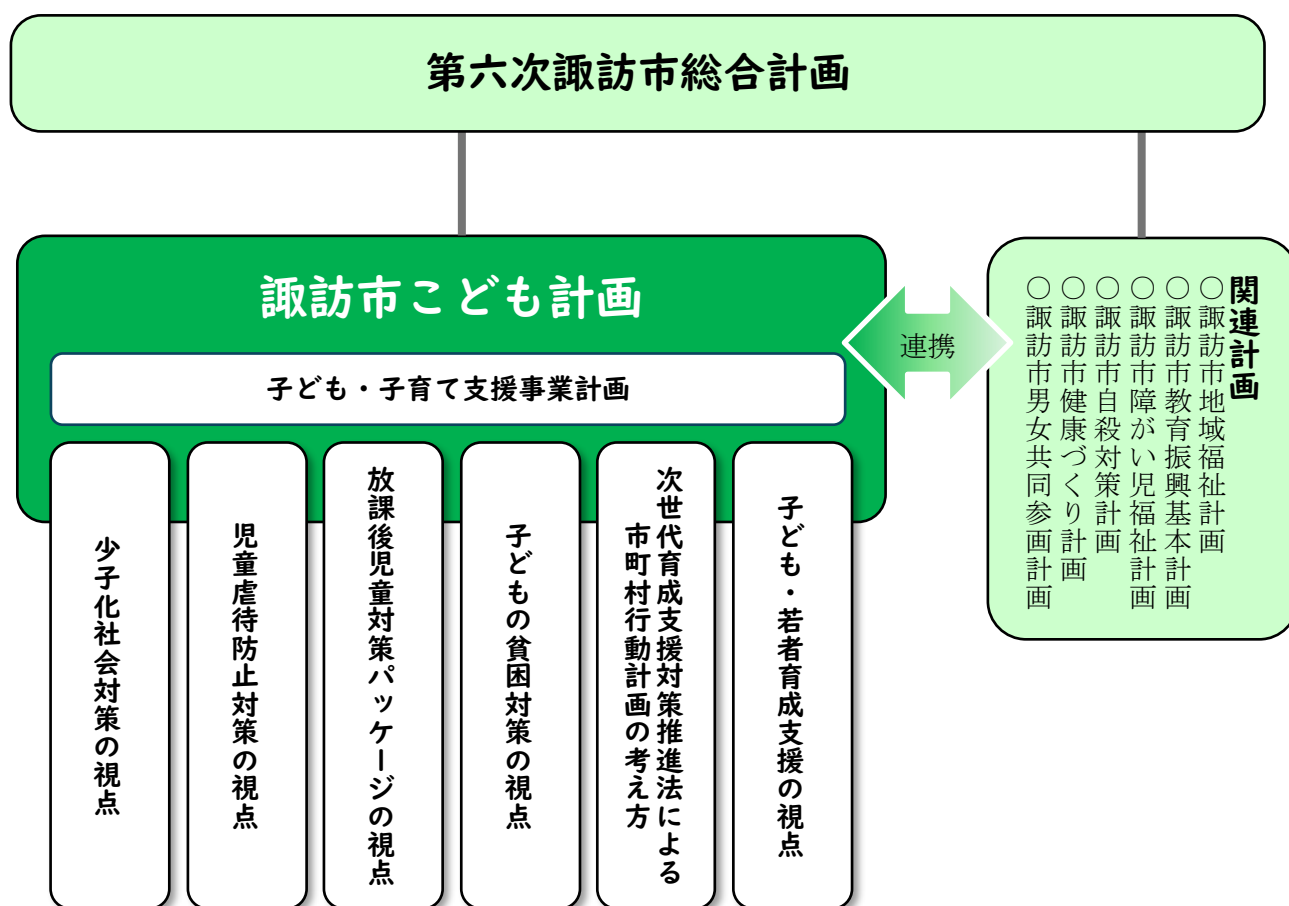
なお、「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」は、相互に密接に関係することから、こども施策を一元的かつ重層的に行うため、「諏訪市こども計画」は、子ども・子育て支援法に基づく「第三期諏訪市子ども・子育て支援事業計画」の他、各種法令等によるこども・若者支援の視点等を包含した計画として新たに策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「諏訪市総合計画」を上位計画とした、こども基本法第10条に基づく「こども計画」として位置付けを行い、併せて、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとして策定するとともに、次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画の考え方や、子どもの貧困対策、放課後児童対策パッケージ*、児童虐待防止対策、少子化社会対策、子ども・若者育成支援等の視点についても包含した計画として策定します。

なお、各法令等に基づく個別計画である「諏訪市地域福祉計画」「諏訪市教育振興基本計画」「諏訪市障がい児福祉計画」その他の子どもの福祉又は教育等に関する計画や「諏訪市男女共同参画計画」等との整合性・調和・連携を図ります。

また、本計画は、主に、乳幼児期以降の子ども・子育て支援施策をまとめていますが、学校教育に関わる分野については、「諏訪市教育振興基本計画」で対応しています。



3 計画の期間

本計画は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 か年を計画期間とします。本冊子では令和 7（2025）年度の事業内容を基準に掲載していますが、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の途中において本計画の見直しを行うものとしします。

(年度)

2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10	2029 R 11	2030 R 12	2031 R 13
	第二期計画							
	計画 策定	諏訪市こども計画（本計画）						
					評価・ 次期計画策定		次期計画	

4 計画の対象

本計画の対象は、妊娠期（出生前）を含めた 0 歳からおおむね 18 歳未満の子どもとその家庭及び 18 歳からおおむね 39 歳までの若者を対象とします。

	乳幼児期 (0～5 歳)	学童期 (6～12 歳)	思春期 (13～17 歳)	青年期 (18～39 歳)
こども				
子ども				
若 者				

こども基本法では、「こども」を、「心身の発達過程にある者」と定義し、行政文書の標記について、国の記載方法の判断基準（※）を示しています。

その上で、「子ども・子育て支援法」および「子ども・若者育成支援推進法」を踏まえ、本計画における「子ども」は 18 歳未満、「若者」は 18～39 歳までと定義します。

※こどもの表記について

令和 4（2022）年 9 月 15 日付、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡（「こども」表記の推奨について（依頼））のとおり、**特別な場合**を除き、平仮名表記の「こども」を用います。

○特別な場合の例

- ・法令に根拠がある語を用いる場合
- ・固有名詞を用いる場合
- ・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

計画等	根拠法令等	対象
諏訪市こども計画	こども基本法	心身の発達過程にある者全て
第三期諏訪市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者
（市町村行動計画）	次世代育成支援対策推進法	対象設定なし
（市町村計画）	子どもの貧困対策の推進に関する法律	対象設定なし
（市町村子ども・若者計画）	子ども・若者育成支援推進法	子どもは 18 歳未満 若者は 18 歳から 39 歳まで
－	放課後児童対策パッケージ	小学生
－	児童虐待の防止等に関する法律	18 歳未満
－	少子化社会対策基本法	対象設定なし

5 子ども・子育て支援制度をめぐる流れ

本計画の根拠となる法制度等の流れ・経緯については次のようになっています。

時 期	内 容
平成 27 年 (2015)	◇子ども・子育て支援新制度開始 ◇第一期子ども・子育て支援事業計画策定
令和元年 (2019)	◇幼児教育・保育の無償化（幼保無償化）を実施 ◇子ども・子育て支援法が改正
令和 2 年 (2020)	◇第二期子ども・子育て支援事業計画策定
令和 3 年 (2021)	◇「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 ⇒「こどもまんなか社会（※）」の実現を目指すことが趣旨
令和 5 年 (2023)	◇『こども基本法』施行、こども家庭庁創設 ⇒「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担う。こども施策（※）がこども家庭庁に移管 ⇒「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が、『こども大綱』に一元化

※こどもまんなか社会

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、というもの。

※こども施策

新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備、及びこれらと一体的に進める必要のある施策（地域子ども・子育て支援事業などを含む）のこと（こども基本法第2条）。

『こども基本法』における基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育については、家庭が基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

『こども大綱』におけるこども施策に関する基本的な方針

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

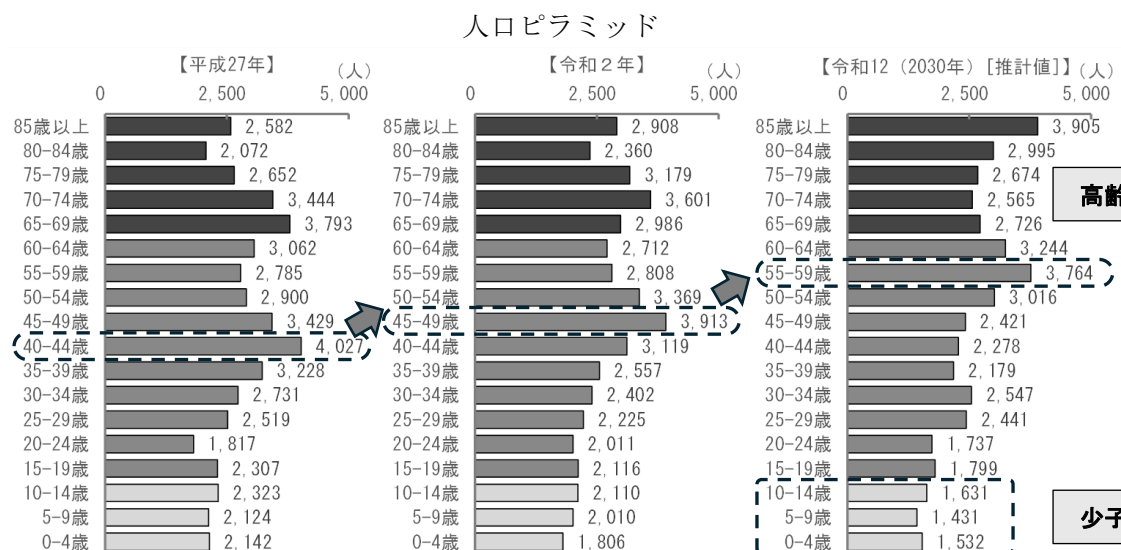
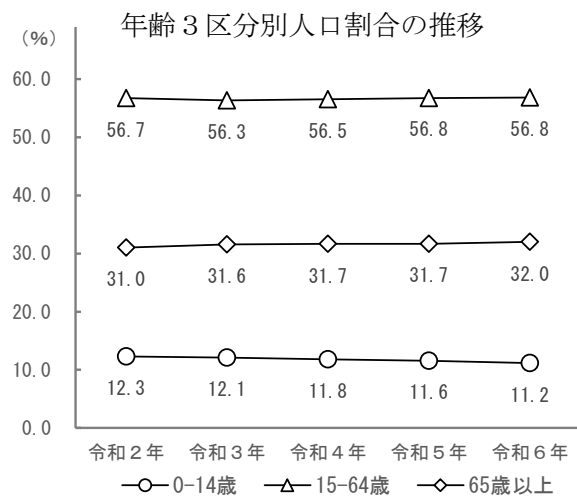
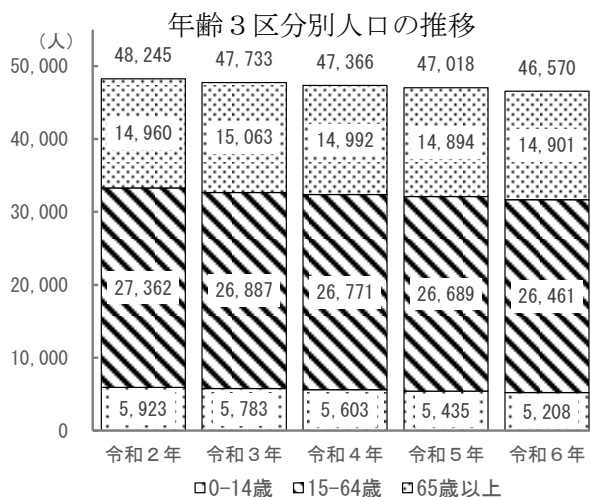
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

I 統計による諏訪市の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は、令和2年から令和6年にかけて減少傾向が続いています。年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口が減少している一方で、高齢（65歳以上）人口は横ばいで推移しており、令和6年の高齢化率は32.0%となっています。

人口ピラミッドの推移と推計をみると、平成27年で最も多くなっているのが40～44歳の世代であり、その後も年齢構成の中心のシフトが続き、少子高齢化の進展により、人口の中心が高齢世代へ移行していく状況が想定されています。



資料：平成27年・令和2年…国勢調査、令和12(2030)年(推計値)…国立社会保障・人口問題研究所

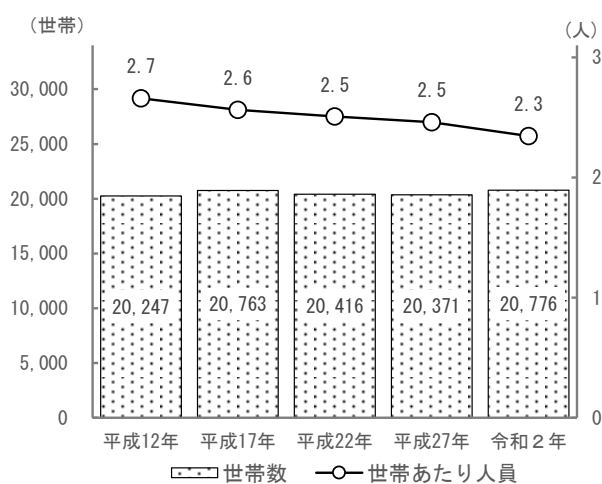
(2) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、若干の増減を経ながらも、平成12年から令和2年にかけて世帯数は増加傾向にあります。また、1世帯あたり人員数は減少が続いており、令和2年で2.3人と、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

家庭類型別世帯割合の推移をみると、半数以上の割合を占める核家族※は大きな変化なく推移している一方、単身世帯の割合は増加、その他の親族世帯は減少するなどの傾向がみられます。

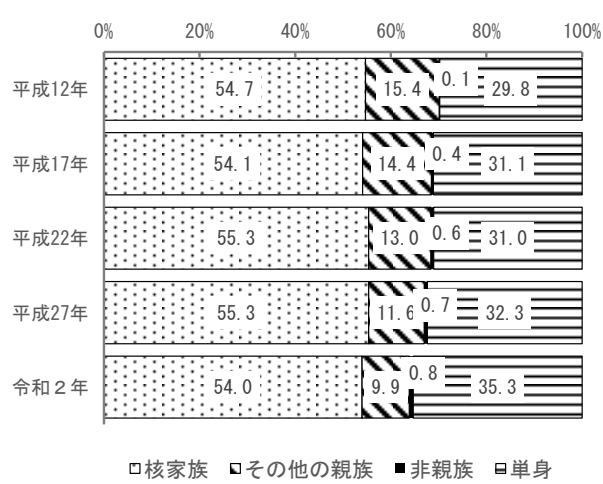
母子・父子世帯数の推移をみると、母子世帯は300世帯台から令和2年には272世帯と減少傾向、父子世帯は令和2年に35世帯で、30～40世帯台での推移となっています。

世帯数・1世帯数あたり人員数の推移



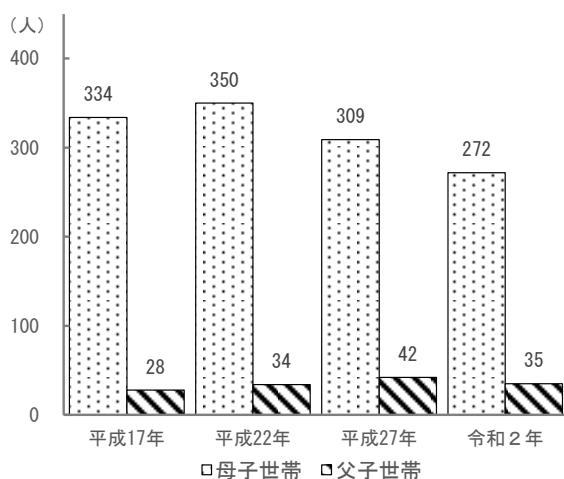
資料：国勢調査

家族類型別世帯割合の推移



□核家族 □その他の親族 ■非親族 □単身
資料：国勢調査

母子・父子世帯数の推移

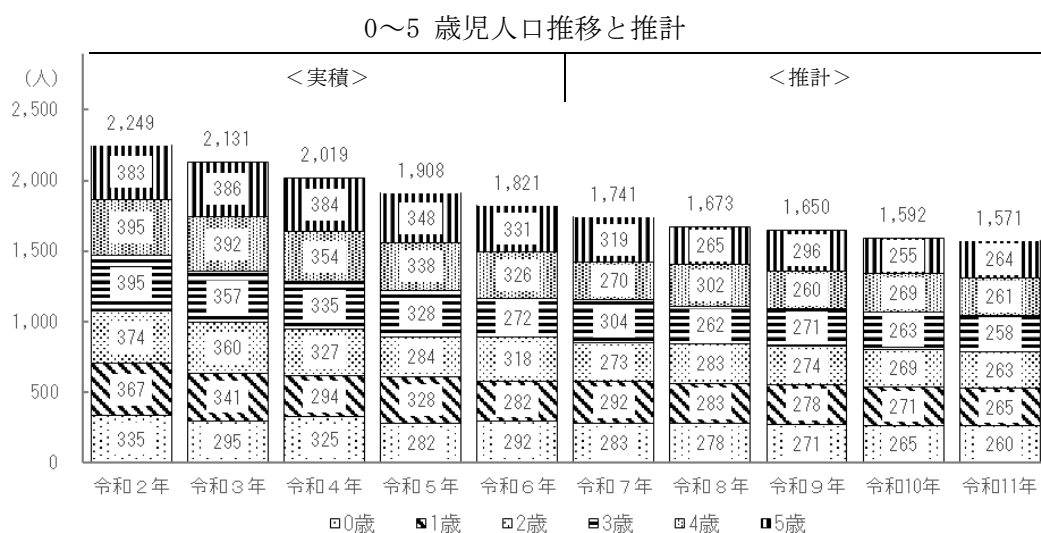


資料：国勢調査

(3) 子どもの人口の推移と推計

① 0～5 歳児人口推移と推計

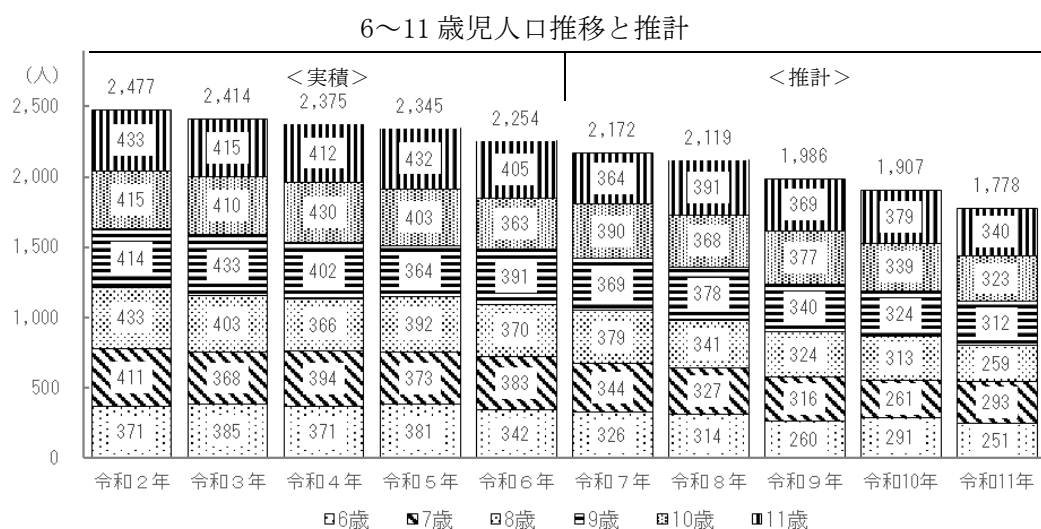
5 歳以下人口は、近年減少しており、令和 7 年以降の推計値においても、引き続き減少していく見込となっています。



資料：令和 2 年～令和 6 年 市民課年齢別住基人口（各年 4 月 1 日現在）
 令和 7 年～令和 11 年推計…コーホート変化率法※により算出

② 6～11 歳児人口推移と推計

6～11 歳児人口においても、近年減少しており、令和 6 年以降の推計値も同様に、減少していく見込となっています。

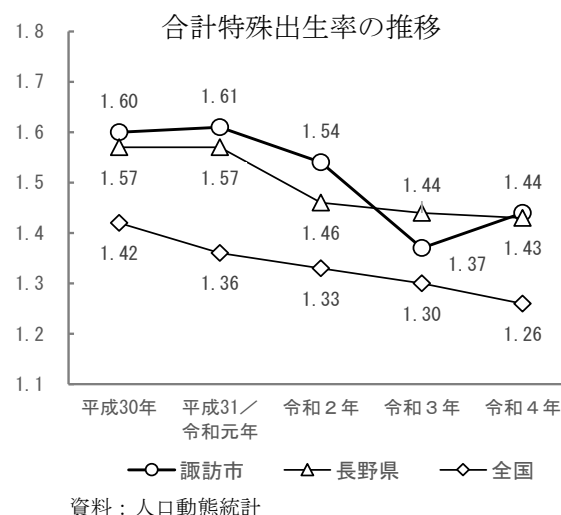
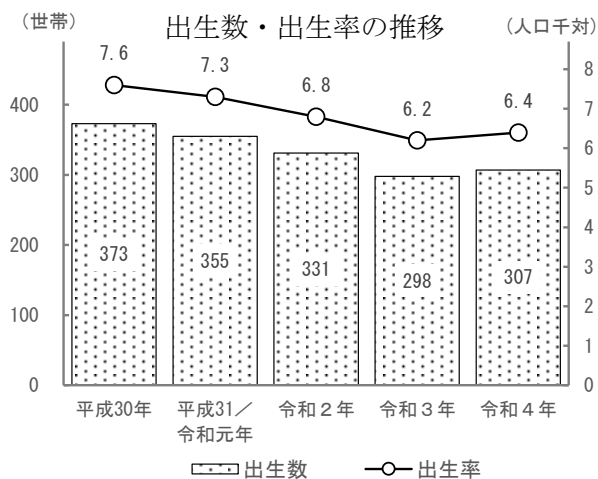


資料：令和 2 年～令和 6 年 市民課年齢別住基人口（各年 4 月 1 日現在）
 令和 7 年～令和 11 年推計…コーホート変化率法※により算出

(4) 出生率・合計特殊出生率の推移

出生率※の推移をみると、平成30年から令和3年にかけて減少傾向にあったものの、令和4年には6.4と、わずかながら上昇に転じています。

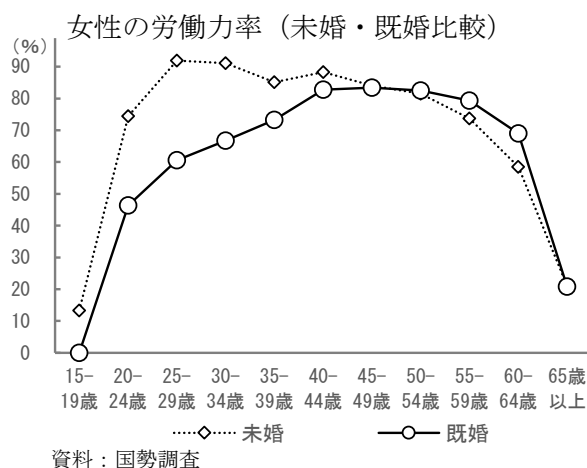
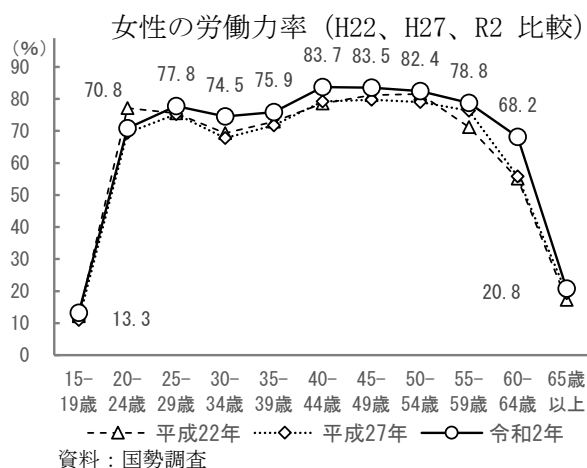
合計特殊出生率の推移をみると、出生率と同様、平成30年以降の減少傾向から、令和4年にはやや増加に転じており、1.44となっています。全国値よりも高く、長野県平均とおおむね同等の値となっています。



(5) 女性の労働力率の状況

本市の女性の労働力率※は、全国的な動向と同様、30歳代前半で結婚・出産を機に一度離職し、その後復職する人が多いことを示す“M字カーブ※”を描いています。

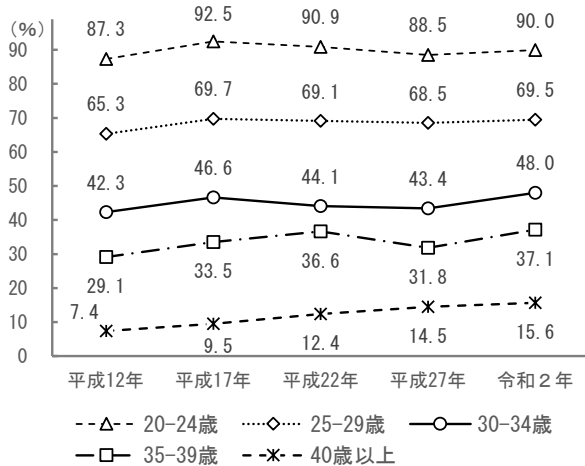
令和2年の労働力率をみると、それまでに比べ各年代において上昇しているとともに、M字の谷の落ち込み部分も小さくなり、結婚・出産後も働き続ける人が増加していることがうかがえます。一方で、女性の労働力率を未婚、既婚で比較すると、20歳代前半から30歳代前半にかけて大きな乖離がみられ、結婚や出産を機に離職する人が未だ多いことがうかがえます。



(6) 婚姻の状況

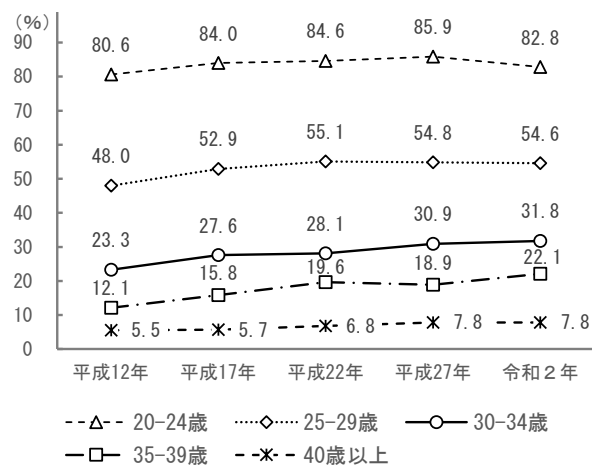
未婚率の推移をみると、若干の増減を経つつも、各年代において総じて上昇傾向にある状況となっています。男性では40歳以上、女性では30歳代は、未婚率の増加傾向が顕著となっています。

男性の未婚率の推移



資料：国勢調査

女性の未婚率の推移



資料：国勢調査

第3章

計画の基本理念と施策体系

I 計画の基本理念

基本理念

諏訪市のこどもが幸せに輝くために

「こどもまんなか社会」の実現を目指す中、これまで別々に定められてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が、「こども大綱」に一元化されました。「こども基本法」や「こども大綱」において、全てのこどもについて、個人として尊重され、かつその意見が尊重されること、子ども・若者を権利の主体として認識するとともに、その最善の利益が優先して考慮されることなどが示され、これまで以上に包括的・一元的に、こども・子育てのあり方を考え、実践していくことが求められています。

本市では、「諏訪市次世代育成支援行動計画（すわっこプラン 21）」「諏訪市子ども・子育て支援事業計画」において、社会全体で子育て環境をより一層充実していくことを目指し、「諏訪市のこどもが幸せに輝くために」を基本理念とし、4つの基本目標とそれぞれの施策を掲げ、子ども・子育て支援を推進してきました。

これまで進めてきた計画の考え方を継承しつつ、誕生してから自立するまで切れ目なく支援していくことを目指し、「諏訪市のこどもが幸せに輝くために」を本計画の基本理念として継続して掲げ、本市のこども施策を推進することとします。

なお、令和7年度からの「諏訪市こども計画」においては、「子ども・若者育成支援推進法※」の視点を新たに追加し、5つの基本目標を掲げ計画の推進を図り施策を展開します。

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 多様な幼児教育・保育の充実

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイル[※]や価値観の変化に伴い、サービスの需要が多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズ[※]に対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。

子どもたちが健やかに成長できる質の高い、信頼される教育・保育施設等のサービスが提供され、すべての子育て家庭がそれぞれの子育てのニーズに合ったサービスを選択・利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援事業とサービスの提供の拡充に取り組めます。

基本目標Ⅱ 地域社会全体での子育て支援の充実

子育ては家庭が基本となりますが、親としての喜びや幸せを感じながら、ゆとりをもって子育てをするためには、地域社会全体で子育て家庭を見守り、支えていく必要があります。民間団体や企業と連携して子育てを支える地域活動の育成を進めるとともに、安心・安全に遊べる環境づくりに取り組み、子育て家庭が不安や悩みを抱えることなく子育てできる地域を目指します。

基本目標Ⅲ 安心して子育て・子育てできる環境づくり

安心して子どもを産み、育てるためには、母親・父親と子どもの健康を増進する制度や精神的に孤立させない環境づくりが重要であることに加え、経済的負担の軽減、生活基盤が不安定な家庭への社会的支援・自立の促進支援を進めることが重要です。

子育てに関する相談支援・情報提供機関や健診・出産関係機関、地域との連携を図り、育児に対する不安を早期に把握し支援できるよう、こども家庭センターが中核となり妊娠・出産・子育てへの継続的支援を実施していきます。

ひとり親家庭、子どもの障がい、経済的困窮、児童虐待など、様々な要因によって社会的支援を必要とする家庭へは、きめ細やかな寄り添い支援を推進します。

基本目標Ⅳ 子育てと仕事が両立できる環境づくり

安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりの観点から、乳児等通園支援事業などの多様なサービスや放課後児童対策パッケージをふまえた放課後児童対策の充実を図っていきます。また、男女が共に多様な働き方や生き方を選択でき、家庭において共に子育てに携わり、子育てを楽しむことができるようワーク・ライフ・バランス※の理解と、男女や地域社会が共に支え合う環境づくりを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

基本目標Ⅴ 若者への支援

若者の健やかな育成と、円滑に社会生活を営むことができるようにするため、青年期における保健・医療の確保、結婚を希望する方や結婚に伴う新生活への支援を進めるとともに、就労や雇用などの経済的基盤の安定などその他悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策目標 〕

諏訪市の子どもが幸せに輝くために

I 多様な幼児教育・
保育の充実

- 1 すべての子どもへの質の高い幼児教育・
保育の提供
- 2 認可保育所・認定こども園及び認可外保
育所、学校との連携
- 3 保育サービスの量的拡充と円滑なサービ
ス利用への支援

II 地域社会全体での
子育て支援の充実

- 1 子育てを支える地域活動の育成
- 2 子どもが安全に安心して遊べる環境の
整備

III 安心して子育て・
子育てできる環境
づくり

- 1 子ども・子育て家庭への支援
- 2 安心して妊娠・出産・育児できる
環境づくり
- 3 社会的支援を必要とする家庭への
自立支援

IV 子育てと仕事が両
立できる環境づく
り

- 1 男女がともに働きやすい環境の整備
- 2 ワーク・ライフ・バランスに関する意識
啓発

V 若者への支援

- 1 若者を支える取組み

第4章

子ども・子育て施策の展開

基本目標Ⅰ 多様な幼児教育・保育の充実

施策目標Ⅰ すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育の提供

① 幼児教育・保育事業の充実

女性の社会進出や少子化を背景に、乳児期における保育や延長保育等のニーズが増加しています。

市内の教育・保育施設、地域型保育事業所、認可外保育事業所等などを活用し、ニーズに対応できる教育・保育環境を整備します。

No.	事業	内容	担当課
1	幼児教育・保育事業	公立保育所、私立保育所や私立認定こども園※、地域型保育事業所で実施している幼児教育・保育です。家庭や地域における子育て環境を踏まえ、人との関わりや様々な体験ができる保育の実践に努め、子育て・保育を支援します。3歳未満児保育、延長保育などについて、必要な需要量を見極め、受け入れ体制の整備を実施していきます。	こども課
2	保育ICTシステムの効果的活用	保育ICTシステムを効果的に活用し、保護者の利便性向上と保育現場の保育士等の負担軽減をさらに進めていきます。	こども課

② 一人ひとりの自立と仲間と関われる幼児教育・保育の充実

様々な実体験、感動体験、交流体験を通じて、よりよい心身の発達のための支援を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	体験保育・交流保育事業	児童の自立から自律への目標達成のため、友達同士や異年齢の子どもと関わる遊びや生活習慣形成を通して心身の発達を目指して保育を進めます。	こども課 教育総務課
2	保育内容充実・質の向上	食を営む基礎を培う「食育※」活動や、遊びの楽しさを伝えながら基本運動を身に付ける「運動遊び」、読書を通じて想像力や主体性を身に付ける「絵本の読み聞かせ」活動を実践します。	こども課 スポーツ課
3	親子同時入園事業	保育は子どもと保護者・家庭との共同の営みです。子どもの入園当初に行う親子同時入園では、初めての集団生活を学び、親が子育てを見直す機会となります。一人ひとりの親の悩みを受け入れながら、ともに育ち合う関係づくりを進めます。	こども課
4	ファミリー読書推進事業	0歳児にファーストブック絵本プレゼント、3歳児にはセカンドブック絵本プレゼントを行います。また、乳幼児向けおはなし会「きかんしゃポッポ」を開催し、親子や家庭同士のふれ合いの場を提供します。	生涯学習課

No.	事業	内容	担当課
5	環境紙芝居	環境への関心を持つことは豊かな心を育むとともに、必要とされる人となるために重要なことです。市内公立保育所において環境をテーマにした紙芝居の読み聞かせを行います。年度ごと紙芝居のテーマを一つに統一して、環境への関心の入口をつくれます。	環境課

③ 保育所職員の確保、資質・専門性の向上

保育所などに対するニーズの多様化など様々な問題に対応できるよう、中核的な役割を担っている保育士及び教諭・栄養士や調理員などの資質向上を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	保育所職員研修・啓発事業	保育士をはじめ幼稚園教諭、子育て支援の関係者などを対象に、免許・資格の併有を促進するとともに、乳幼児保育の専門知識や幅広い教養、人権感覚を磨き高めるために実施します。	こども課
2	保育士等確保事業	保育士等配置基準に適切に対応するため、保育士等の職員の確保に努めます。	こども課 総務課

施策目標 2 認可保育所・認定こども園及び認可外保育所、学校との連携

① 認可保育所・認定こども園及び認可外保育所との連携

多様化する幼児教育・保育ニーズに対応するため、民間の保育所や事業所内保育事業所、私立幼稚園や私立認定こども園、認可外保育所*などとの連携を強化します。

No.	事業	内容	担当課
1	民間保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育所などとの連携	民間の保育所や事業所内保育事業所、私立幼稚園や私立認定こども園及び認可外保育所などとの連携を図り、多様化する教育・保育ニーズに対応します。また、充実した保育サービスが提供できるように支援します。	こども課 教育総務課

② 小学校との連携

子どもの発達と教育の連続性を踏まえ、保育所・幼稚園等から小学校等への接続・つながりを見据えて、関係者による連携を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	小学校との連携	保育所や幼稚園等から小学校へと、子どもの特性と成長に合わせた切れ目のない支援を展開するために、関係課と関係団体（長野県幼児教育支援センターを含む）と連携を強化するとともに、専門性を高めるなどの支援体制の充実を図ります。	こども課 教育総務課
2	幼保小連絡会	保育士や教員が相互に小学校又は保育所や幼稚園・認定こども園等を訪問し、保育活動、授業参観、音楽会等の交流の機会を通じて、相互の教育内容の共通理解や指導法の共有化について情報交換を行います。幼児期の育ちが就学後の生活や学びへとつながるよう、小学校との接続に関する取組の強化に努めます。	こども課 教育総務課

施策目標 3 保育サービスの量的拡充と円滑なサービス利用への支援

① 保育所などの環境整備

既存園舎の適正な維持管理や保育所施設・設備備品の計画的整備を進めるとともに、中長期的な視点に立った保育所の適正規模・適正配置を検討します。

No.	事業	内容	担当課
1	保育所施設維持管理事業	既存園舎の定期的な点検や修繕により、適正な維持管理に努めます。	こども課
2	保育所設備備品整備事業	安全に配慮した園庭遊具や快適性の向上のための空調設備の整備を進め、必要に応じて園庭や園内の防犯対策設備などを整備し、保育環境の充実・改善を図ります。	こども課
3	保育所周辺環境安全対策事業	子どもが安心して保育活動を行えるように、周辺道路等の環境整備向上に努めます。	こども課 建設課
4	保育環境（規模・配置）適正化の推進	子どもの豊かな育ちのために多様な保育ニーズの提供にも対応するための基本方針「“ひろがる笑顔” ゆめ保育所プラン※」を推進します。小学校区ごとに拠点となる公立保育所の新規整備又は老朽化している施設の長寿命化改修を行います。	こども課

② 産後の休業及び育児休業後の保育サービスの円滑な利用への支援

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、情報提供を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	産休中、育休中の保護者への保育サービスについての情報提供の充実	産休中、育休中の保護者への教育・保育施設や地域型保育事業に関する情報提供に努めます。	こども課
2	保護者の声を反映した計画的なサービス整備の推進	ニーズ調査結果を分析しつつ、育児休業期間満了時から利用を希望する保護者がサービスを利用できるような環境を整えます。	こども課

基本目標Ⅱ

地域社会全体での子育て支援の充実

施策目標Ⅰ 子育てを支える地域活動の育成

① 地域連帯感に向けた活動の推進

地域全体で子どもと子育てを応援していくために、多様な民間団体や企業などとの連携と協働*による様々な子育て支援に取り組みます。

No.	事業	内容	担当課
1	子どもの居場所づくり推進事業	家庭や学校とは異なる第三の居場所を運営する民間団体等と連携し、子どもや子育て家庭を温かく見守り支える地域づくりを推進します。	こども課 教育総務課
2	子育て家庭優待パスポート事業	協賛店でパスポートを提示すると、協賛店が考えた心温まる各種サービスが受けられる事業の普及を通じて、「みんなで子育てを応援しよう」という機運の醸成を図ります。	こども課
3	学びの支援事業	誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校支援の充実を図るため、行政、学校、フリースクール等民間の関係機関との連携により支援体制を強化し、子どもの心身の健康及び学びの場の確保に努めます。	教育総務課
4	地域総合クラブ	「地域の子どもは地域で育てる」をモットーに、すべての地域総合クラブが、活発に充実した活動ができるように支援・協力します。	教育総務課
5	“学び”の情報提供	子育てに限らず、地域の中で行われる活動に資するため、身近な講師や活動団体の情報を収集し、市民に提供できるよう努めます。	生涯学習課
6	地域の支え合い活動	区・自治会を中心とした小地域支えあい活動の推進に向け、情報提供や区・自治会の会議や活動支援、出前講座等を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会

② 子育てサークルの育成支援

子育てサークルの活動継続、立ち上げなどに対する支援を行い、仲間づくりができる環境を支援します。様々な人とのかかわりが持てるよう支援団体などで実施する事業についても情報交換と事業支援に努めます。

No.	事業	内容	担当課
1	子育てグループ育成支援事業	活動中の子育てグループが活動継続できるよう、また、新たな子育てグループやサークルの誕生を支援します。各種団体などの情報をまとめた「子育て応援サイト」の充実を図ります。また、子育てサークルを積極的にPRするように官民連携で取り組めるように努めます。	こども課
2	ボランティア・市民活動センター事業	①活動者支援 ②きっかけづくり ③情報発信 ④相談を重点に置き、子育てサークルをはじめボランティア・市民活動の発展と活動者のすそ野を広げる取組みを進めていきます。	社会福祉協議会

③ 子育て・子育て支援の拠点整備

児童センターでは、異年齢交流が可能な施設の特徴を活かした事業やイベントの企画・運営を行っています。子どもの健全な居場所としてさらなる利用の促進が図られるように、利用者のニーズを加えながら、イベントなどの充実を図ります。また、拠点施設などの利用が仲間づくりのきっかけになるように「つどいの場」や「交流の場」づくりを進めます。

No.	事業	内容	担当課
1	児童センター運営事業	0 歳から 18 歳の子どもたちが利用できる児童福祉施設です。児童厚生員を配置し、子どもたちの健全な居場所づくりを進めるほか、異年齢の子どもたちが交流し、親子でじっくり向かい合い愛情を深めあう機会も提供します。	こども課
2	子育て支援センター運営事業	城南・こなみ保育園内に子育て支援センターを開設し、子育て相談や講座を開催しています。ひなどり保育園、聖ヨゼフ保育園諏訪でも子育て支援センターを運営し、子どもの育ちや子育て家庭を支援します。	こども課
3	ふれあいの家運営事業	子ども(小学生以下)とその保護者やシニア世代の方が利用することができる多世代交流施設です。乳幼児親子の子育てサークルの集いや交流の場として使用します。	こども課
4	すわっチャオ・キッズスペース	未就学児の親子が遊べるスペースとして「キッズコーナー」を設け、大型遊具(ネット遊具・ボルダリング)、授乳やおむつ交換のスペースを提供したり、親子の交流を促進します。	生涯学習課
5	西山の里なかよし広場運営事業	乳幼児親子・小中学生がお年寄りと交流できる場です。住み慣れた地域で多世代間の交流を深め、互いに支え合う地域づくりを進めます。	高齢者福祉課

施策目標 2 子どもが安全に安心して遊べる環境の整備

① 子どもの遊び場や機会の充実

児童遊園・都市公園が身近な遊び場、親子や地域との触れ合いの場として利用の促進が図られるように環境整備の向上を推進します。一方、急速な少子化が進行する中で、地域の児童遊園や都市公園の現状を精査しつつ、子どもの育ちに必要な子どものための遊び場づくりを見直しながら進めます。

No.	事業	内容	担当課
1	子どもの活動支援	レクリエーション物品等の貸出しをはじめとして、子どもの遊び場所、交流する場所や機会を提供する活動に協力するボランティア団体などを支援します。	社会福祉協議会
2	児童遊園整備事業	児童遊園の遊具の点検・整備や管理などを地元区との協働で行い、子どもたちの健全で安全な遊び場を提供します。	こども課
3	都市公園管理事業	子どもや子育て家庭が、安心して快適に公園を利用できるように、公園及び公園施設の管理を行います。	都市計画課

施策目標Ⅰ 子ども・子育て家庭への支援

① こどもが権利の主体であることの社会全体での共有

こども基本法に掲げる基本理念やこども大綱における基本方針を踏まえ、こどもが生まれた環境によらず、ひとりの人間として尊重され、健やかな成長と自立が図られる支援とそのための環境整備を進めます。

No.	事業	内容	担当課
1	人権擁護活動	こどもがひとりの人間として、また権利の享有主体として尊重されるよう、人権擁護委員の活動とも連携して、関心と理解を深める活動を推進します。	社会福祉課 教育総務課 生涯学習課
2	あゆステ学習会・啓発事業	発達支援やヤングケアラー※支援など、子どもを支援する立場での学習会を企画し、子どもの見守りや支援体制の輪を広げていきます。	こども課
3	ノーマライゼーションの推進 (障がいのある人もない人も地域の中で一緒に助け合いながら暮らせる社会の推進)	ノーマライゼーション※の理念に基づき、障がいのある子どもと無い子どもはもとより、互いの違いを認め、対等に関われる、支え合いの社会の実現に向けた理解・啓発のための事業を推進します。	こども課 教育総務課 社会福祉課
4	福祉教育	地域や市内の小・中・高等学校、専門学校等において福祉の関心を高めることを目的に児童・生徒や学生、地域住民を対象に福祉活動の啓発や福祉体験を支援します。	社会福祉協議会

② 子育てに関する情報提供の充実

子どもが健やかに成長していくために、子ども・子育てに関する様々な情報提供を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	広報事業	諏訪市公式ホームページの「子育て応援サイト」では、引き続き子育て支援情報を一元的にわかりやすく発信します。また、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう各種支援制度、各種情報を様々な媒体を用いて発信します。	こども課
2	子育て応援アプリ	子育て応援アプリ「すわっ♪ぷり」による、妊娠・出産・子育てに関するわかりやすい情報提供を図ります。また、国の進める母子保健DXへの活用を検討します。	健康推進課

③ 子育てに関する相談支援の充実

「すわ☆あゆみステーション」を核として、0歳から18歳までの子どもとその家庭や妊産婦が安心して生活・子育てができるよう、子ども・子育てに関する様々な支援策をつなぎ、子どもが健やかに成長していくための支援を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	家庭の子育て講座・親支援プログラム	子育ての基本となる家庭が、その役割や意義を考え、学ぶ機会として、保護者を対象に多様な学習機会の提供に努めます。また、子育て中の親自身の自己肯定感・自尊感情を育てる機会の創出を図り、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりを支援します。	こども課 教育総務課 健康推進課
2	こども家庭センター事業	「諏訪市こども家庭センター すわ☆あゆみステーション」(愛称:あゆステ)の相談窓口をこども課・教育総務課<市役所4階>と健康推進課<保健センター>の2か所に設置し、児童福祉と母子保健が一体となって、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。	こども課 教育総務課 健康推進課
3	女性のための相談事業	家族のこと、夫婦のこと、子どものこと、職場や地域の人間関係、夫や恋人(パートナー)からの暴力(身体的・心理的・経済的)に悩み、困っている女性のための、専門家による相談事業です。	こども課 地域戦略・男女共同参画課
4	地域との交流事業・育児相談事業	「お友だちになる会」、「元気っ子広場」を開催し、保護者同士の交流や保育所等へのスムーズな入所につなげます。また、各保育所や子育て支援センターでは、未就園児童を含む児童の子育て相談にも応じます。	こども課

④ 子育ての経費負担の軽減

子育て世代の家計負担を軽減するための施策を継続します。

No.	事業	内容	担当課
1	福祉医療費給付金事業	医療機関などで診療を受けた場合、加入している保険による給付のほかに、市の条例に基づいて認定を受けた人(受給資格者)が、給付金を受けることができる制度です。18歳到達後の最初の3月31日までの間が対象となります。現物給付による窓口負担軽減に引き続き取り組みます。	市民課
2	福祉医療費資金貸付制度	福祉医療対象者の方で、医療費の支払いが困難な人に対して、資金を貸し付ける制度です。	市民課
3	児童手当	国の制度により、高校生年代(18歳到達後の最初の3月31日)までの児童を対象に、手当を支給します。	市民課
4	幼児教育・保育等無償化・軽減	就学前児童が利用する保育施設等に対する、保育料・副食費等の無償化・負担軽減に取り組みます。	こども課
5	子育てのための施設等利用給付事業	幼児・教育保育無償化制度の導入により、公正・適正な事業実施を通じて、保育の必要性がある認可外保育施設利用者等に対して円滑な給付を行います。	こども課

No.	事業	内容	担当課
6	子育て世帯へのごみ袋支給	満3歳未満の乳幼児がいる世帯に対し、燃やすごみ袋（22リットル）を支給します。	環境課
7	妊婦のための支援給付	妊娠届出時、概ね産後2か月時に妊婦等包括相談支援事業による面談を行った妊産婦へ給付金により経済的支援を行います。	健康推進課

施策目標2 安心して妊娠・出産・育児できる環境づくり

① 各種健康診査の充実

親が安心して妊娠・出産・育児を行うことができ、子どもの発育発達が健全に行われるよう、各種健康診査を実施します。病気や障がいの早期発見だけでなく、親の育児不安を軽減し、楽しく子育てに取り組むことができるように、健診内容の充実を図り、受診率の向上を目指します。

No.	事業	内容	担当課
1	新生児聴覚検査公費負担	新生児聴覚検査料の一部を公費負担することで受検を促進し、先天性難聴の早期発見、早期療育を促進します。	健康推進課
2	4か月児健診	毎月1回集団で実施し、問診、計測、診察、個別事後相談、離乳食、生活リズムなどの集団指導を行います。	健康推進課
3	10か月児健診	毎月1回集団で実施し、問診、計測、診察、個別事後相談・栄養相談、むし歯予防、メディアとの付き合い方などについての集団指導を行います。	健康推進課
4	1歳6か月児健診	毎月1回集団で実施し、問診、計測、診察（内科・歯科）、個別事後相談・栄養相談・歯科相談等、手作りおやつを紹介などを行います。	健康推進課
5	3歳児健診	毎月1回集団で実施し、問診、計測、診察（内科・歯科）、個別事後相談・栄養相談・歯科相談・保育士相談・心理相談、尿検査、視覚検査を行います。	健康推進課
6	妊婦一般健康診査	妊娠に伴う異常の有無の確認及び母体の健康管理を行うため、医療機関に委託して実施します。	健康推進課
7	妊婦歯科健康診査	妊娠中は虫歯や歯周病になりやすく早産などにつながることもあるため、妊婦が安心して出産に臨めるように、医療機関に委託して実施します。	健康推進課
8	産婦健康診査	産後うつ予防など、産後初期段階における母子に対する支援を強化するため、産後2週間と1か月の2回まで、医療機関に委託して実施します。	健康推進課

② 各種健康相談等の充実

妊娠・出産・子育ての時期を安心して過ごすことができるよう、各種健康相談の充実を図ることにより親の育児不安を軽減し、子どもへの適切な対応ができるように支援します。

No.	事業	内容	担当課
1	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出時、妊娠8か月頃、赤ちゃん訪問等において、妊婦・配偶者等に寄り添い、出産・子育ての見通しをたてられるように面談を行います。公的サービス、男性育児休暇の情報提供、祖父母手帳等配布とともに、妊婦等のニーズに応じて支援サービスの提供・紹介を行います。必要に応じて他支援機関と連携をはかり子育て期に継続的に支援していきます。	健康推進課
2	すこやか子育て相談	年18回、保健センターとなかよし広場で計測、育児相談、栄養相談、母乳相談（保健センター会場のみ）を実施します。	健康推進課
3	2歳児相談	毎月1回保健師、歯科衛生士、栄養士による発育・発達相談、歯科相談、栄養相談を行います。	健康推進課
4	健康・こころ・子育て相談	保健師、栄養士が電話及び保健センターでの相談に随時対応します。	健康推進課
5	お母さん相談	育児に関する不安を軽減するために、母親を対象に臨床心理士による個別相談（予約制）を行います。	健康推進課
6	不妊及び不育治療費など助成	不妊及び不育治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を目的に、不妊・不育治療に要する医療費などの一部を助成します。	健康推進課
7	産後ケア事業	訪問・相談：産後1年6か月以内にある母が助成券を利用して病院、助産所で育児・母乳相談、訪問相談を受けることができます。 宿泊型・通所型：産後の母子が病院等で体と心を休めながら、産後のケアや育児サポートを受けることができます。	健康推進課
8	産後サポート事業	退院後6か月未満の産婦が自宅においてヘルパーによる家事、育児支援を受けることができます。	健康推進課
9	離乳食講座	離乳食に関する保護者の不安や負担を軽減し、乳児の発達に応じた離乳食を進めるため、初期・中期とも毎月1回行います。	健康推進課
10	ことばの相談	健診時に言語、行動、発達面について保護者が不安を感じ、経過観察が必要な児を言語聴覚士と共にフォローします。同時に保護者へ子育てに関する助言を行います。	健康推進課

③ 妊娠・出産に関する知識の普及

妊娠・出産などの正しい知識の普及と、共に育児を行う仲間づくりを目的とし、各種講座を開催します。

No.	事業	内容	担当課
1	乳幼児家庭訪問	支援が必要な乳幼児及び家庭に対し随時家庭訪問を実施します。	健康推進課
2	マタニティ教室 お父さんのための赤ちゃん講座	安心してお産の日を迎え、健やかな赤ちゃんを産み育てていくために、妊娠、出産、新生児の生理を学び、夫婦で心身ともに赤ちゃんを迎える準備ができるよう支援します。	健康推進課
3	ベビー マッサージ教室	親子のコミュニケーションを深めることを目的にベビーマッサージ教室を実施します。	健康推進課
4	のびのび教室	支援が必要な母子に遊びを通して発育発達を促し相談等を実施します。	健康推進課
5	乳幼児子育て 学級	3歳以下の乳幼児とその保護者とが共に学び、成長していくための学級です。知識を得たり、体験をしたり、時には参加者同士で悩みを話し合うなどの情報交換をしながら、仲間づくりや親子で楽しく学ぶ機会を提供します。	生涯学習課

施策目標3 社会的支援を必要とする家庭への自立支援

① 要保護児童等への支援

子どもの権利を守るためには、支援が必要な子ども及びその家庭を社会全体で支えていく必要があります。保護者の養育不適応や児童虐待などによる要保護児童*について、子どもに関わる機関で構成する要保護児童対策地域協議会を中心に早期把握や早期対応に努め、子どもの安全を守り、子どもが健やかに育つ環境づくりを支援します。

No.	事業	内容	担当課
1	児童虐待防止 事業	児童虐待の通告に関しては、本市では家庭・教育相談室（諏訪市こども家庭センター すわ☆あゆみステーション内）が窓口となります。要保護児童対策地域協議会が関係機関の連携を調整し、児童虐待・ヤングケアラーの予防、早期発見及び早期対応に取り組みます。	こども課 教育総務課
2	里親制度事業の 普及啓発、推進事業	様々な事情により家庭で暮らすことができず社会的養育が必要な子どもが、家庭に近い環境で健やかに養育されるよう、里親制度の普及啓発を行い地域社会での理解を広げます。里親の認定・里親委託に関わる関係機関との連携支援体制を確立し、里親への支援を行います。	こども課
3	家庭支援事業	虐待リスクの高まりを防ぐため、必要に応じて「子育て短期支援事業（児童養護施設等にて一定期間養育を実施）」「養育支援訪問事業（専門的相談支援）」「子育て世帯訪問支援事業（家事育児支援）」を実施し、親子関係の構築に向けた支援を行います。	こども課

② ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等の生活安定を図るため、生活、就労、養育などについて相談支援を行い、国、県、市などの施策・制度利用を促進し、社会的・経済的な自立を支えます。

No.	事業	内容	担当課
1	ひとり親相談事業	母子・父子自立支援員1名を配置し、ひとり親の様々な相談に応じます。	こども課
2	就業支援事業	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するための就業支援を行います。県の就業支援員と協力した就業相談の実施や、自立支援教育訓練給付金事業（技能習得のための補助）などによる支援を行います。	こども課
3	福祉医療費給付金事業	医療機関などで診療を受けた場合、加入している保険による給付のほかに、市の条例に基づいて認定を受けた人（受給資格者）が、給付金を受けることができる制度です。	市民課
4	児童扶養手当給付事業	18歳になって迎える最初の3月31日までにある児童を扶養しているひとり親家庭、又は父母にかわって児童を養育している養育者に対して手当を支給します。	こども課
5	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭及び寡婦※に対して、福祉資金の貸付を行います。	こども課
6	母子父子寡婦福祉資金利子補給金支給事業	資金借受者が納期限までに償還した場合、支払利子に相当する額を補助します。	こども課
7	ひとり親家庭等入学卒業祝金支給事業	ひとり親家庭等の児童が小学校に入学及び中学校を卒業する時に祝い金を支給します。	こども課
8	ひとり親家庭等就学前児童激励金支援事業	ひとり親家庭等の就学前児童の養育者に激励金を支給します。	こども課
9	母子父子寡婦福祉社会育成事業	ひとり親（母子・父子・寡婦）で組織される「ひとり親すわっ子会」の活動を支援するため補助金を交付します。	こども課
10	市営住宅	ひとり親家庭向けの公営住宅として、市営住宅清水団地（5戸）の維持管理を継続します。	都市計画課

③ 成長に応じた発達支援

行政組織の横断的な連携や専門機関との連携を強化し、子どもの成長過程に応じた養育相談や子育て支援シートを活用した継続的な支援を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	こどもの発達に応じた支援事業	「諏訪市こども家庭センター すわ☆あゆみステーション」内のこども応援係を核として、行政組織の横断的な連携と関係機関との連携から、発達が気になる子への早期支援と、成長過程に合わせた継続支援を推進します。将来にわたり地域で安心して暮らしていける支援の充実を図ります。	こども課 健康推進課 教育総務課 社会福祉課
2	「発達が気になる子」や「障がいのある子」の早期支援体制確立事業	保健センターでの健診事業やのびのび教室から、なかよし教室ひよこ組等の参加により、発達特性に応じた早期の支援を推進します。	こども課 健康推進課
3	心身障害児感覚機能訓練事業	通所施設を利用する心身障害児の心身機能の発達を図るため、感覚機能訓練を実施し、早期療育を支援します。	社会福祉課
4	医療的ケア児※支援事業	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童が身近な地域で必要な教育・保育を受けられるような体制構築に努めます。	こども課 教育総務課 社会福祉課

④ 障がい等のある子どもへの支援

障がいの種別に関わらず、障がい児本人にとって最善となる利益を考慮しながら、障がい児が心身とも健やかに育つように支援します。

No.	事業	内容	担当課
1	児童発達支援事業	主に6歳までの未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。	こども課
2	放課後等デイサービス事業	主に小学生から高校生までの障がい児を対象に、放課後又は休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進に必要な支援を行います。	こども課
3	保育所等訪問支援事業	保育所等を利用中又は今後利用予定の障がい児に対して、療育の専門家などが保育所などを訪問して集団生活への適応のための支援を行います。	こども課
4	障害児相談支援事業	障がい福祉サービスを利用するための計画づくりや、サービス利用状況の検証（モニタリング）を行い、計画の見直し等を行います。	こども課 社会福祉課
5	居宅介護（ホームヘルプ）事業	日常生活を営むのに著しく支障のある障がい児がいる家庭で、家族が介護を行うことの困難な状況にある人に、ホームヘルパーを派遣します。	社会福祉課
6	短期入所（ショートステイ）事業	介護者が疾病その他の理由により、家庭介護が困難になった時に、障がい児が一時的に施設を利用できます。	社会福祉課

No.	事業	内容	担当課
7	日中一時支援事業	在宅の心身障がい児などの介護者が一時的に家庭において介護できない時に、隣人や知人又は民間団体などに介護委託します。	社会福祉課
8	市福祉手当給付事業	在宅の重度心身障がい児などを励まし、福祉の増進を図る目的で支給します。(支給対象要件有)	社会福祉課
9	障害児福祉手当事業	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給します。(支給対象要件有)	社会福祉課
10	重度障害(児)者家庭介護者慰労金給付事業	常時複雑な介護を必要としている在宅重度心身障がい児などと同居し、6か月以上介護しているものに対して支給します。	社会福祉課
11	特別児童扶養手当給付事業	精神又は身体に障がいのある、20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	こども課
12	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	補聴器の早期装用を促し、もって聴力の向上、言語発達の支援並びに周囲とのコミュニケーション障がい及び情緒障がいの改善を図ります。	社会福祉課

⑤ 外国人家庭への支援

外国人家族とその子どもが環境に適応して生活するための支援の充実を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	外国人家庭への支援	他市町村からの転入時や入国による新規登録時などに、児童手当申請案内、乳幼児健康診断案内、就学年齢児童には日本の学校へ通学するか案内、ごみの分別収集案内など4か国語のパンフレットなどを用意して対応しています。 市ホームページには5か国語による各種情報案内を掲載しています。電話、メール等による外国籍市民のための相談窓口(ポルトガル語に対応)を開設して、市民生活への適応や悩み、不安に対する相談を行います。	秘書広報課 市民課 環境課 地域戦略・男女共同参画課
2	保育・教育現場での支援	保育・就学に必要な情報について外国語による対応支援に努めます。また、外国籍の児童生徒の学校における学習支援や学校からの配布資料の翻訳、通訳を交えた面談を行います。	こども課 教育総務課

⑥ 経済的困難を有する家庭への支援

経済的困難を有する家庭が抱える課題に対応する総合的な相談支援を行い、現在の養育環境が子どもの健やかな成長に資するものとなるよう努めるとともに、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されない支援体制構築を推進します。具体的施策として下記事業に加え、本計画に定めるすべての施策について、子どもの貧困対策としての観点を持ち、関係機関相互に十分な連携を行い推進します。

No.	事業	内容	担当課
1	相談支援事業	「諏訪市こども家庭センター すわ☆あゆみステーション」が総合相談窓口となり、社会福祉課・まいさぼと連携した支援を行います。	こども課 教育総務課 社会福祉課
2	就学援助事業	経済的理由によって就学に困難がある児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の一部を支給します。	教育総務課
3	子どもの学習・生活支援事業	ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対して学習・生活支援を行うことによって、貧困の連鎖を断ち切るための学びの支援を行います。	こども課 教育総務課 社会福祉課
4	経済的困難家庭への子どもの居場所づくり推進事業	家庭や学校とは異なる第三の居場所を運営する民間団体等と連携し、ひとり親家庭や生活困窮家庭への学習支援や食事提供等を通じて、困難な状況にある子ども・家庭を支援します。	こども課 教育総務課 社会福祉課
5	子どもの貧困対策に係る連携組織の検討	経済的困難な家庭で養育される子どもの「現在」と「将来」の課題解決を、行政と地域が包括的に推進するための連携組織の設置について検討します。	こども課 教育総務課 社会福祉課 健康推進課

基本目標Ⅳ 子育てと仕事が両立できる環境づくり

施策目標Ⅰ 男女がともに働きやすい環境の整備

① 子育てと仕事を両立するためのサービスの充実

日常・緊急時とも子どもの預かりや家事などの支援を行い、子育てと仕事が両立できる環境の整備を推進します。一時保育や病児病後児保育など日中の預かり事業に対するニーズが増加・多様化しています。民間保育所、NPO法人、民間事業所など様々な実施主体との対等なパートナーシップ※の下、緊急的な子どもの預かりサービスなどの施設に対して支援・協力を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	病児病後児保育事業	保護者が労働などしている生後6か月から小学校6年生までの子どもを対象に、病気の治療中・回復期にあつて集団保育が困難な期間、一時的にその子どもを預かる事業です。	こども課
2	ファミリーサポート事業	ファミリー・サポート・センター（すわ子育て支援ネットワーク“ぷりん”）※は、地域において育児などの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、相互に助け合う会員組織です（有料）。地域の子育てを支援するため、利用者のニーズに対応しながら事業を展開します。	こども課
3	仕事と育児の両立支援	保護者などの仕事と育児の両立を図るため、ファミリー・サポート・センター（すわ子育て支援ネットワーク“ぷりん”）、有償在宅福祉サービスびっぴの手（社会福祉協議会）など多様な主体が、緊急時の子どもの預かりなどのサービスを行います（いずれも有料）。	こども課 社会福祉協議会
4	放課後児童クラブ運営事業	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童及び医師などが障がい児として支援が必要と認める養護学校の児童について、放課後などの適切な遊びや生活の場を提供する事業です。養護学校中学部は社会福祉法人で運営しています。	教育総務課
5	一時保育事業	日常生活上の突発的な事情や社会参加、保護者の心身の負担などにより、一時的に家庭での保育が困難となる保護者に対して、児童を一時的に預かる事業を進めます。	こども課
6	乳児等通園支援事業	満3歳未満の子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他必要な援助を行います。	こども課

② 男女がともに働きやすい環境の整備

「働きやすい、働きがいのある職場づくり」は、従業員の働く意欲を向上させることとなり、事業所での業績向上や仕事と家庭生活の両立、地域社会の持続・活性化などにもつながります。

男女がともに社会の担い手として「働きがい」や「働きやすさ」の意識を持って働くことができるよう、女性の就業継続・再就業を含む、企業の働きやすい職場づくりを支援します。

No.	事業	内容	担当課
1	「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証の呼びかけ	長野県が行っている、仕事と家庭の両立のできる職場環境の改善や、雇用の安定を進め従業員がいきいきと働き続けられるよう短時間正社員制度など多様な働き方の制度を導入し実践的な取組を行っている企業などを認証する制度の普及啓発に努め、ひいては市内での波及を促します。	商工課
2	働きやすい職場環境整備の促進	市内中小業者の事業所に託児スペースや女性専用のトイレ・更衣室・休憩室を新たに設けた場合の費用を一部補助します。	商工課
3	女性の就業支援事業との連携	長野県が行っている、働きたい希望を持つ子育て中の女性の就業を支援する「女性の就業支援事業」と連携し、相談・支援事業を行います。	商工課

施策目標２ ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

① 男女がともに協力し合う子育て

子育て世代の男性の長時間労働や、出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の仕事と家庭生活との両立に向けた取り組みを進めます。

No.	事業	内容	担当課
1	仕事と家庭生活の両立支援事業	男女がともに働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境整備や、男女がともに子育てに関わり、子育ての楽しさや子どもが成長する喜びを共感して、家族も成長できる環境づくりが望まれます。男性の家事や育児への積極的参加を促進するために、市民団体と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けた研修会や講座を開催します。	地域戦略・男女共同参画課 こども課
2	家庭教育や地域におけるLGBTQ等への理解促進	男女共同参画計画に基づき、全課において、家庭教育や地域における人権教育を含めた男女共同参画社会及びLGBTQ*等について積極的に啓発します。	地域戦略・男女共同参画課

基本目標Ⅴ 若者への支援

施策目標Ⅰ 若者を支える取組み

① 若者の心身の健康支援

様々な悩みや不安を抱えている若者に対する生きることの包括的な支援を進めます。また、若者が自身の健康に関心を持ち、健やかに生活を送れるよう、各種健診を実施する等、情報提供を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	子ども・若者の自殺対策の推進	諏訪市自殺対策計画に基づき、高校生（定時制・通信制含む）専門学校生、短期大学生、大学生に対して、よりあい塾等で「心の健康について」講座を開催し、ストレスに対応するセルフケアの方法を学び、悩みを他者に相談することの大切さを理解できる機会を作ります。	健康推進課
2	オトナの歯科健康診査 (20歳・30歳)	口腔内疾病の早期発見と早期治療を行い、一生涯を通じて健康な歯でいられるように医療機関に委託して健診を行います。	健康推進課
3	ヤング健診	若年成人期から健康に関心を持ち生活習慣を見直す機会をつくることで、生活習慣病を早期に予防するために19歳～39歳の市民を対象に健康診査を実施。職場等で健診を受ける機会がない市民や産婦を中心に勧奨します。	健康推進課
4	子宮頸がん検診	若年者の発症が比較的多い子宮頸がんについて、20歳以上の市民を対象にして実施し、子宮頸がんの早期発見、早期治療につなげます。	健康推進課
5	受動喫煙防止	受動喫煙*防止について広報紙等により広く周知するとともに、ヤング健診後の保健指導、妊娠届出時等の機会に喫煙及び受動喫煙による健康への影響を伝えます。また、禁煙希望者には保険適用される禁煙外来や禁煙チャレンジ補助金について情報提供します。	健康推進課

② 若者の経済的支援

経済的困難が若者に様々な制約、影響を与えることがないよう、若者の暮らし、挑戦、学びを支援します。

No.	事業	内容	担当課
1	新婚新生活応援事業	新婚夫婦の新生活スタートアップを応援するため、「諏訪市新婚新生活住まいる補助金」で住居費や引越し費用等を一部補助します。	地域戦略・男女共同参画課
2	若者のまちづくり挑戦支援事業	若者世代が行うまちづくり事業を応援するため、「SUWAを磨くまちづくり支援金」でまちの活性化や地域の魅力発信、市民交流促進などのイベント活動等を支援します。	地域戦略・男女共同参画課
3	生活福祉資金貸付事業	低所得世帯等を対象にした貸付により、世帯の自立に向けた支援を通じて困難な状況にある子ども・家庭を支援します。	社会福祉協議会

No.	事業	内容	担当課
4	奨学金事業	学業優秀にも関わらず、経済的理由によって高等学校等への就学が困難な子どもに奨学金を支給又は貸与することによって、学びを支援します。	教育総務課
5	奨学金返済支援	「中小企業者奨学金返済支援制度応援補助金」により企業を通じて奨学金の返済に対する支援を行い、若者の経済的・心理的負担を軽減し、安心して働くことができる環境を構築します。	商工課

③ 若者の就業支援

誰もが就業しやすい環境を整えるよう、企業へ働きかけるとともに、就業したい人の気持ちに寄り添い、個別相談や就業に関する情報提供をすることを通して、就業支援を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	子育て支援企業への啓発	育児・介護休業法の定着や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促すなど、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境整備を啓発して推進します。	商工課
2	育児休業取得や仕事と育児の両立に向けた働きかけ	男性の育児休業制度の取得の促進により、家庭内で男女が平等に子育ての役割を分担できるようにし、仕事と家庭の両立を可能とする社会の構築を目指します。また、社内の仕事と子育ての両立支援のために取り組む事業主に対する国の助成制度や支援施策を広く周知・紹介します。	商工課
3	再就職等支援セミナー事業	ハローワークと行政が協同で開催する合同就職説明会に併せ、失業者や就職を望んでいる人を対象に、面接の受け方や履歴書の記入方法などのセミナーや就職個別相談会を実施します。	商工課
4	就職関連情報の定期的提供	ハローワークに提出された求人情報を毎週金曜日に市役所ロビーにも掲示・配布し、広く情報提供に努めます。	商工課

④ 若者の社会参加と復帰支援

社会生活を円滑に営む上で、困難を有する若者が個の状況に応じて、持てる能力を活かして自立、活躍できるよう、社会参加や復帰に向けた支援をします。

No.	事業	内容	担当課
1	包括的支援体制の構築	困難を抱える子どもや若者が、年齢別で途切れることなく、継続的にきめ細やかな支援が受けられるようにするため、包括的な相談体制及び重層的なネットワークの構築や関係機関と連携した支援の充実を図ります。	社会福祉課 高齢者福祉課 こども課 健康推進課 教育総務課
2	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立や問題解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
3	就労移行等支援	就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援などを通じて、障がいや生きづらさを抱える若者等の希望や能力に応じた支援を行います。	社会福祉課

No.	事業	内容	担当課
4	再犯防止	犯罪をした人が再び罪を犯さず、地域社会で安定した生活が続けられるように、その立ち直りを支援します。	社会福祉課

⑤ 若者の結婚支援

結婚を希望していても、出会いの場の減少等の理由により、未婚化・晩婚化が進行しています。結婚を希望している若者が希望を叶えられるよう、情報提供等の支援を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	結婚相談事業	従来由市単独の結婚相談から内容を拡大し、諏訪市社会福祉協議会への委託事業として長野県のマッチングシステムと連携した照会サービスを提供しています。	社会福祉課 社会福祉協議会

第 5 章

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込と確保の内容

I 教育・保育等の「量の見込」と「確保方策」について

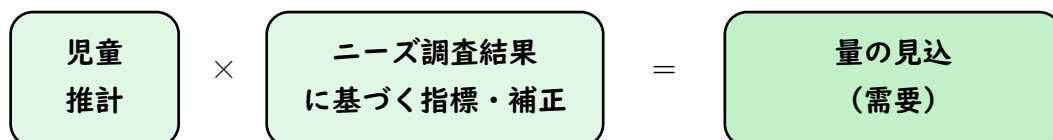
ここでは、子ども・子育て関連 3 法*に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を計画の数値目標として定めます。

（1）「量の見込」の算出について

国が示す算出の基本的な考え方に沿って、ニーズ調査結果などから算出しています。ただし、算出結果が本市の現状の実績値とかけ離れた場合などは、必要に応じて補正を行っています。見込人数については、原則、年度始め（4 月 1 日）時点での見込人数とされています。

なお、各事業の実績値のうち令和 6 年度は、10 月時点での見込値を掲載します。

【国が示す算出の基本的な考え方】



（2）「確保方策」について

「量の見込」に対応した数値目標と今後の方向性を記載しています。

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「諏訪市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域については、前回の計画と同様に、市域や通勤圏などを勘案し、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。

■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり (教育のニーズあり)	保育の必要性あり (教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所	△		○	○
	地域型保育事業		△	△	○

3 国が示す計画の対象事業

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象事業は、以下の19事業です。

なお、「量の見込」と「確保方策」については、国が示す基本的な考え方に沿って算出が必要とされているものと算出不要のものとがあります。

区分	対象事業	「量の見込」と「確保方策」の算出
教育・保育事業	(1) 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育	国が示す基本的な考え方に沿って算出
地域子ども・子育て支援事業	(1) 放課後児童健全育成事業	
	(2) 延長保育事業	
	(3) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業	
	(4) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	
	(5) 一時預かり事業（幼稚園型以外）	
	(6) 地域子育て支援拠点事業	
	(7) 利用者支援事業	
	(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
	(9) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	
	(10) 子育て援助活動支援事業	
	(11) 乳児家庭全戸訪問事業	
	(12) 養育支援訪問事業	
	(13) 妊産婦健診事業	
	(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進	
	(15) 子育て世帯訪問支援事業	
	(16) 児童育成支援拠点事業	
	(17) 親子関係形成支援事業	
	(18) 乳児等通園支援事業	
	(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進	算出不要

4 教育・保育事業の実施状況

(1) 保育所等の入所状況

保育所入所児童数の推移をみると、全体数は令和2年度をピークに減少傾向で推移しています。年齢別では、3歳以上児では減少している一方で、3歳未満児は横ばい、又はやや減少しています。

■保育所入所児童数の推移（私立保育所・事業所内保育事業所を含む）

資料：こども課

年度	0歳	1歳	2歳	3歳未満児計	3歳	4歳	5歳	3歳以上児計	計
H29	20	124	167	311	319	352	378	1,049	1,360
H30	21	131	170	322	337	330	354	1,021	1,343
H31	22	136	176	334	336	328	325	989	1,323
R2	16	140	176	332	375	371	359	1,105	1,437
R3	18	134	166	318	331	369	361	1,061	1,379
R4	24	139	160	323	314	330	369	1,013	1,336
R5	18	147	152	317	300	317	326	943	1,260
R6	18	128	170	316	268	299	312	879	1,195

■各保育所の在籍状況（令和6年度10月1日）

資料：こども課

園名			園児数の状況			特別保育の状況		
			3歳未満児	3歳以上児	合計	未満児保育	長時間保育	3歳未満一時保育
公立	保育所	片羽保育園	21	54	75	○	○	○
		渋崎保育園	0	15	15			
		城南保育園	35	122	157	○	○	
		中洲保育園	30	113	143	○	○	
		こなみ保育園	31	98	129	○	○	
		豊田保育園	34	93	127	○	○	○
		四賀保育園	13	27	40	○	○	
		赤沼保育園	16	49	65	○	○	
		神戸保育園	8	28	36	○	○	
		角間川保育園	11	35	46	○	○	
		きみいち保育園	26	62	88	○	○	
		文出保育園	0	23	23			
		城北保育園	0	10	10			
		小計	225	729	954			
私立	保育所	聖ヨゼフ保育園諏訪	35	52	87	○	○	○
		ひなどり保育園	43	0	43	○	○	○
		福祉大保育園	16	17	33	○	○	
		小計	94	69	163			
	認定こども園	すわせいぼ幼稚園	6	83	89		○	
		小計	6	83	89			
	事業所内保育事業所	きらり諏訪赤十字病院園	16	0	16	○	○	○
		きらり諏訪日赤第二保育園	12	0	12	○	○	○
		小計	28	0	28			
合計			347	798	1,145			

(注) ○広域委託・従業員枠等全て含む、各施設の在籍児童数
○角間新田保育園は休園中 ○3歳以上児一時保育は全園で実施

(2) 教育・保育に関する目標事業量（量の見込）

【事業概要】

教育・保育施設の利用状況及びニーズ調査結果を踏まえ、小学校就学前児童数の推移及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要な量の見込を算出し設定します。

【教育の目標事業量】

（単位：人）

	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	【参考】 R6/4/1 (2024)
1 号認定	65	60	60	57	57	68
2 号認定 (教育のニーズあり)	37	34	34	32	32	39
合計	102	94	94	89	89	107

（参考：現行計画）

	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	【参考】 H31/4/1 (2019)
1 号認定	172	168	159	151	149	99
2 号認定 (教育のニーズあり)	35	34	32	31	30	8
合計	207	202	191	182	179	107

【保育の目標事業量】

（単位：人）

	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	【参考】 R6/4/1 (2024)
2 号認定 (3 歳以上)	753	699	697	663	660	783
3 号認定	(0 歳)	48	47	46	44	50
	(1・2 歳)	288	289	282	270	306
	合計	336	336	328	314	356

（参考：現行計画）

	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	【参考】 H31/4/1 (2019)
2 号認定 (3 歳以上)	933	909	862	817	804	989
3 号認定	(0 歳)	59	62	63	64	22
	(1・2 歳)	302	320	326	322	312
	合計	361	382	389	387	334

【教育・保育の量の見込（再掲）】

（単位：人）

	1 号	2 号	3 号
--	-----	-----	-----

		教育ニーズあり	左記以外	
令和 7 年度	195	790		336
		37	753	
令和 8 年度	195	733		336
		34	699	
令和 9 年度	195	731		328
		34	697	
令和 10 年度	195	695		321
		32	663	
令和 11 年度	195	692		314
		32	660	

(参考：現行計画)

	1 号	2 号		3 号
		教育ニーズあり	左記以外	
令和 2 年度	172	968		361
		35	933	
令和 3 年度	168	943		382
		34	909	
令和 4 年度	159	894		389
		32	862	
令和 5 年度	151	848		387
		31	817	
令和 6 年度	149	834		386
		30	804	

(3) 教育・保育に関する量の見込及び確保方策

【事業概要】

確保方策の内容として、幼稚園・保育所・認定こども園等の特定教育・保育施設※、地域型保育事業所等、認可外保育施設を整備します。各施設の内容は次のとおりです。

＜各施設の内容＞

- 幼稚園・・・保護者の就労等に関わらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供する施設です。
- 保育所・・・保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、保育を提供する施設です。
- 認定こども園・・・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。
- 地域型保育事業所等・・・小規模で保育を行う事業で、「家庭的保育」「小規模保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」があります。
- 認可外保育施設・・・上記に該当しない施設。諏訪市内では、企業内の託児所が該当します。

■教育・保育の量の見込と提供体制

(単位：人)

		令和7年度(2025)				令和8年度(2026)			
		1号	2号		3号	1号	2号		3号
			教育の ニーズあり	左記 以外			教育の ニーズあり	左記 以外	
①量の見込		65	790		336	60	733		336
			37	753			34	699	
②確保の内	特定教育・保育施設	195	50	1,228	395	195	50	1,228	395
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	49	-	-	-	49
	認可外保育施設	-	-	-	8	-	-	-	8
②-①		130	13	475	116	135	16	529	116

		令和9年度(2027)				令和10年度(2028)			
		1号	2号		3号	1号	2号		3号
			教育の ニーズあり	左記 以外			教育の ニーズあり	左記 以外	
①量の見込		60	731		328	57	695		321
			34	697			32	663	
②確保の内	特定教育・保育施設	195	50	1,228	395	195	50	1,228	395
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	49	-	-	-	49
	認可外保育施設	-	-	-	8	-	-	-	8
②-①		135	16	531	124	138	18	565	131

(単位：人)

		令和 11 年度 (2029)			
		1 号	2 号		3 号
			教育の ニーズあり	左記 以外	
①量の見込		57	692		314
			32	660	
② 確保 の 内容	特定教育・保育施設	195	50	1,228	395
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	49
	認可外保育施設	-	-	-	8
②－①		138	18	568	138

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童健全育成事業（小学生1～6年生）

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

【第二期（実績）】

利用児童数（人）

小学校	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
合計	410	354	368	398	404

【第三期（量の見込・確保の内容）】

利用児童数（人）

小学校	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	389	380	356	342	319
確保の内容	410	410	410	410	410

【今後の方向性】

放課後児童健全育成事業については、市内全小学校で実施しており、今後の見込量に対する提供体制は確保されます。なお、一部学区で量の不足が見込まれる場合は、施設の整備を検討し量の確保に努めます。

担当課：教育総務課青少年係

(2) 延長保育事業 (18:00以降の利用)

【概要】

認定こども園・保育所等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業です。

【第二期（実績）保育所（公立、私立）】

	実利用人数（人）				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
公立	81	60	78	78	73
私立	30	17	13	16	15
合計	111	77	91	94	88

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	登録児童数（人）				
	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	192	185	182	176	174
確保の内容	300	300	300	300	300
(公立)	255	255	255	255	255
(私立)	45	45	45	45	45

【今後の方向性】

延長保育事業（時間外保育事業）については、現在公立保育所では10園で実施しており、今後の見込量に対する提供体制は確保されています。

担当課：こども課保育係

(3) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）

【概要】

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院などに付設された施設で一時的に子どもを預かる事業です。

【第二期（実績）】

	延べ利用人数（人）				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
病児病後児 スマイル	158	471	400	499	488
体調不良児対応型 ひなどり保育園	81	166	127	186	160
体調不良児対応型 聖ヨゼフ保育園	0	227	159	225	200
小計	239	864	686	910	848
ファミサポ	0	1	1	1	1
計	239	865	687	911	849

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	延べ利用人数（人）				
	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	815	790	758	729	698
確保の内容	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810
病児病後児 スマイル	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
体調不良児 対応型ひなどり	900	900	900	900	900
体調不良児対 応型ヨゼフ	900	900	900	900	900
小計	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
ファミサポ	10	10	10	10	10

【今後の方向性】

病児・病後児保育事業は、現在3箇所を実施しています。受け皿としては対応できる見込である一方、流行期の対応を考えると保護者からは自宅に近い場所に病児対応型の受入施設の新規設置を求める声が寄せられており、検討が必要です。

担当課：こども課保育係、こども課子育て支援係

(4) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

【概要】

幼稚園や認定こども園を利用している保護者が、教育の時間の前後又は長期休業日等に一時的に子どもを預かる事業です。

【第二期（実績）】

延べ利用人数（人）					
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
延べ利用人数	591	785	1,690	1,279	457

【第三期（量の見込・確保の内容）】

延べ利用人数（人）					
	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	437	420	414	399	394
確保の内容	960	960	960	960	960

【今後の方向性】

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）については、現在私立の認定こども園1園で実施しており、今後の見込量に対する提供体制は確保されています。

担当課：こども課保育係

(5) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

【概要】

保護者が不定期の就労、病気や育児疲れのリフレッシュなどの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、保育所や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

【第二期（実績）】

	延べ利用人数（人）				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
公立・私立 (臨時・緊急)	1,213	1,223	703	1,255	1,200
ファミリーサポ- ト・センター（病 児・病後児除く）	261	371	408	468	400
合 計	1,474	1,594	1,111	1,723	1,600

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	延べ利用人数（人）				
	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	1,530	1,470	1,450	1,399	1,381
確保の内容	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500

【今後の方向性】

乳児等通園支援事業との利用要件の整理を行い、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児に対して、引き続き、保育所等において必要な預かりを行います。

担当課：こども課保育係、こども課子育て支援係

(6) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

就学前の子どもとその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

【第二期（実績）】

	延べ利用人数（人）				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
相談件数① (延べ人数)	1,473	1,416	1,668	1,297	1,464
講座参加者② (延べ人数)	1,588	1,309	1,271	965	1,283
計	3,061	2,725	2,939	2,262	2,747

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	延べ利用人数（人）				
	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	3,841	3,722	3,569	3,435	3,288
確保の内容	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
(箇所)	4	4	4	4	4

【今後の方向性】

諏訪市内には、公立の子育て支援センター（城南保育園・こなみ保育園内併設）、私立保育所への委託による子育て支援センター（ひなどり保育園・聖ヨゼフ保育園諏訪）の4か所あり、今後、私立認定こども園内への支援センターの設置を検討していきます。

担当課：こども課こども応援係

(7) 利用者支援事業

① こども家庭センター型

【概要】

改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を統合した「こども家庭センター すわ☆あゆみステーション」を設置しました。それぞれの家庭の状況に応じた支援を一体的に切れ目なく行う相談支援体制の強化を図ります。

【第二期（実績）】

	箇所・利用者数（人）				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
利用者数 (母子保健型の み)	322	327	291	305	-
(箇所)	1	1	1	1	1

※令和5年度までは、利用者支援事業（母子保健型）としての数値

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	箇所				
	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

妊産婦や0歳から18歳までの子どもとその家庭の困りごとに関する総合相談窓口として、子育て、発達、家庭、学校、自立に向けた悩みのほか女性相談にも対応します。さまざまな専門機関へのつながりを含めて、困りごとの内容に応じた支援を行います。

担当課：こども課子育て支援係、こども課こども応援係、教育総務課学務係、
健康推進課健康支援係

② 妊婦等包括相談支援事業型

【概要】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しをたてるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援へつなぐ伴走型相談支援を行っていきます。

【第二期（実績）】

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込	-	-	-	-	-
確保の内容	-	-	-	-	-

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	930	930	930	900	900
確保の内容	930	930	930	900	900

【今後の方向性】

妊娠届出時、妊娠8か月児、出産後の妊産婦・乳幼児との面談を通して情報提供、心身の健康状態の確認、家族を含めた支援ニーズの把握を行い、必要な支援へつなげていきます。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭で子育てが困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

【第二期（実績）】

	延べ利用人数（人）				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
延べ利用人数	5	0	0	0	3

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	延べ利用人数（人）				
	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	12	12	12	12	12
確保の内容	12	12	12	12	12
（箇所）	3	3	3	3	3

【今後の方向性】

子育て短期支援事業は市内では実施施設がないため、近隣市の施設等と連携しながら、量の確保に努めるものとします。

担当：こども課子育て支援係

(9) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【概要】

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。

【第二期（実績）】

延べ利用人数（人）					
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
延べ利用人数	-	-	-	-	-

【第三期（量の見込・確保の内容）】

延べ利用人数（人）					
	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	3	3	3	3	3
確保の内容	3	3	3	3	3
（箇所）	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

市内に実施可能施設がないため、近隣市の施設等と連携しながら、量の確保に努めるものとします。

担当課：こども課子育て支援係

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミサポ事業：就学児対象）

【概要】

子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。

【第二期（実績）】

	延べ利用人数（人）				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
延べ利用人数	342	430	364	285	400

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	延べ利用人数（人）				
	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	400	400	400	400	400
確保の内容	400	400	400	400	400
（箇所）	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

ファミリー・サポート・センター事業については、現在、1箇所委託して実施しています。今後の見込量に対する提供体制は十分確保されています。

担当課：こども課子育て支援係

(II) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、養育についての相談、援助を行う事業です。

【第二期（実績）】

	利用人数（人）				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 実績見込
出生数（人）	313	328	297	(275)	(275)
訪問者数（人）	311	302	287	(261)	(275)
実施率（％）	99.4	92.1	96.6	(94.9)	(100.0)

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	利用人数（人）				
	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)
量の見込（人）	－	－	－	－	－
保健師・母子推進 員の人数	－	－	－	－	－

【今後の方向性】

令和 5 年度からは令和 5 年 3 月に開始した「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施」事業において乳児（おおむね生後 4 か月未満）のいる家庭へ訪問を行っています。令和 7 年度からは、妊婦等包括相談支援事業において行います。

担当：健康推進課健康支援係

(12) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援訪問事業は、出生前から支援が必要な家庭や出産後の養育が適切に行われるよう養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言や育児・家事支援を行ってきました。改正児童福祉法により令和 6（2024）年度以降は専門的な相談・指導・助言に特化して支援を行い、育児・家事支援については、子育て世帯訪問支援事業にて支援を行います。

【第二期（実績）】

利用人数（人）					
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 実績見込
対象者数（人）	313	332	301	277	2
訪問者数（人）	11	14	11	6	2
実施率（％）	4	4	4	2	100

【第三期（量の見込・確保の内容）】

利用人数（人）					
	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)
量の見込	4	4	4	4	4
確保の内容	4	4	4	4	4

【今後の方向性】

支援を必要とする家庭の状況を把握し、必要な事業量を確保していきます。

担当：こども課子育て支援係

(13) 妊産婦健診事業

【概要】

妊産婦に対する健康診査として、心身の健康状態の把握、胎児の発育状況の確認、保健指導などを行う事業です。令和元年度(2019年)から産婦健診が開始されました。

【第二期(実績)】

	延べ利用人数(人・回)				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
対象者数(人)	322	327	291	305	310
受診券利用延枚数 (枚)	6,557	6,741	6,053	5,901	6,000
1人当たりの受診券 交付枚数(枚)	20	21	21	19	19

【第三期(量の見込・確保の内容)】

(1) 妊婦健診

	延べ利用人数(人・回)				
	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	5,761	5,583	5,353	5,151	4,930
確保の内容	5,761	5,583	5,353	5,151	4,930
実施場所	全ての産科・助産所	全ての産科・助産所	全ての産科・助産所	全ての産科・助産所	全ての産科・助産所
検査項目	国の基準に準じる	国の基準に準じる	国の基準に準じる	国の基準に準じる	国の基準に準じる
実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

(2) 産婦健診

	延べ利用人数(人・回)				
	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	620	620	620	600	600
確保の内容	620	620	620	600	600
実施場所	全ての産科・助産所	全ての産科・助産所	全ての産科・助産所	全ての産科・助産所	全ての産科・助産所
検査項目	国の基準に準じる	国の基準に準じる	国の基準に準じる	国の基準に準じる	国の基準に準じる
実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

【今後の方向性】

妊産婦健診事業は、安心して出産を迎え、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るために実施します。受診券交付(妊娠届の提出)時に保健師と面談することで妊婦に出産・育児の見通しを持ってもらい、人間関係を構築してその後の継続した妊

婦等相談支援へつなげていきます。

担当：健康推進課健康支援係

(14) 産後ケア事業

【概要】

出産後に医療施設や対象者の居宅等において、助産師等の看護職が中心となり母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育むことができるよう対応します。またそれにより母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とした事業です。母子保健法の改正により、令和3年度から実施に努めることとされており、本市においても産後の母子に対し、心身を通じた安定・安心できる環境づくりの充実を目指し、事業の実施に向け取組みを進めていきます。

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	614	614	614	594	594
確保の内容	614	614	614	594	594

【今後の方向性】

産後ケアの支援を必要とする人すべてが、どこに滞在していても適時に利用できるように制度を整えていきます。

担当：健康推進課健康支援係

(15) 子育て世帯訪問支援事業

【概要】

訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に予防することを目的とします。

【第二期（実績）】

延べ利用人数（人）

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 実績見込
対象者数（人）	-	-	-	-	122
訪問者数（人）	-	-	-	-	122
実施率（％）	-	-	-	-	100

【第三期（量の見込・確保の内容）】

延べ利用人数（人）

	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	122	122	122	122	122
確保の内容	122	122	122	122	122

【今後の方向性】

支援サービス量の確保を行い、支援を必要としている世帯へ十分に支援が行える体制を整えます。

担当：こども課子育て支援係、健康推進課健康支援係

(16) 児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場において、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う。また、児童及び家庭の状況をアセスメント^{*}し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保の内容	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

【今後の方向性】

当該児童の居場所の確保や生活習慣の形成や学習のサポートの支援等の充実を図るため、民間の子どもの居場所を運営する団体等と連携しながら必要な支援環境の整備を推進します。

担当：こども課子育て支援係、こども課こども応援係

(17) 親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ※等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施したり、同じように悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を提供したりする等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

【第三期（量の見込・確保の内容）】

	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	40	40	40	40	40
確保の内容	40	40	40	40	40

【今後の方向性】

子育てに不安や悩みを抱える保護者の気持ちに寄り添った支援を実施します。

担当：こども課子育て支援係、こども課こども応援係

(18) 乳児等通園支援事業

【概要】

満3歳未満の小学校就学前子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他必要な援助を行う事業です。

【第三期（量の見込・確保の内容）】

		延べ利用人数（人・日）				
		令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
量の見込	0歳児	0	7	7	7	6
	1歳児	0	9	9	9	8
	2歳児	0	8	8	8	8
確保の内容	0歳児	0	5	5	5	5
	1歳児	0	6	6	6	6
	2歳児	0	8	8	8	8

【今後の方向性】

乳児等通園支援事業については、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（乳児等支援給付費）が創設される令和8（2026）年度に向け、体制整備を進めます。

担当：こども課保育係

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進

本市においては、“ひろがる笑顔”ゆめ保育所プラン（諏訪市公立保育所の適正規模・適正配置及び民営化等基本方針）及び民営化ガイドライン※を令和2（2020）年3月に策定しました。それらの計画等とも整合性を図りながら、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

第6章

計画の推進体制

I 計画の推進について

(1) 庁内における連携強化

計画の推進にあたっては、保健福祉をはじめ、教育、企画・まちづくり、経済など各分野の関係部署と相互に連携を密にして全庁を挙げて推進します。

また、各部署や機関との情報共有体制、連携の強化に努めるとともに、円滑な事業の実施に向けて、子育て支援に関する人材の育成に努めます。

(2) 団体・市民との連携強化

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要です。家庭をはじめ、子育て支援の主導的な役割を担う保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組みます。

(3) 情報提供・周知

本市では、これまで子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報紙や市ホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど情報提供の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービスなどの情報を、広報媒体やパンフレットなどの作成・配布、インターネットによる配信などを通じて、市民への周知・啓発に努めます。

(4) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

2 計画の進行管理と評価

(1) 進行管理と評価体制の確立

計画の実効性を高めていくため、毎年度、事業の進捗状況を確認し、需要と供給のバランスなどの把握・評価を行います。

また、施策や事業の目標達成状況を広く市民に公表することで、行政の透明性を確保するとともに、様々な視点からの評価を求めています。

進行管理の流れは、マネジメントの基本的なサイクルであるPDCAサイクル※にしたがって進行します。進行管理は、諏訪市保育所専門委員会（「諏訪市子ども・子育て会議」）が担います。

本計画に基づく取り組みのPDCAサイクルの概略を以下に示します。

① 計画 (Plan)

市長から選任された委員で構成された諏訪市保育所専門委員会で審議された本計画に基づき、施策を進めます。

② 実行 (Do)

各主体が、各々の役割のもと確実に実行し、成果に結びつけます。

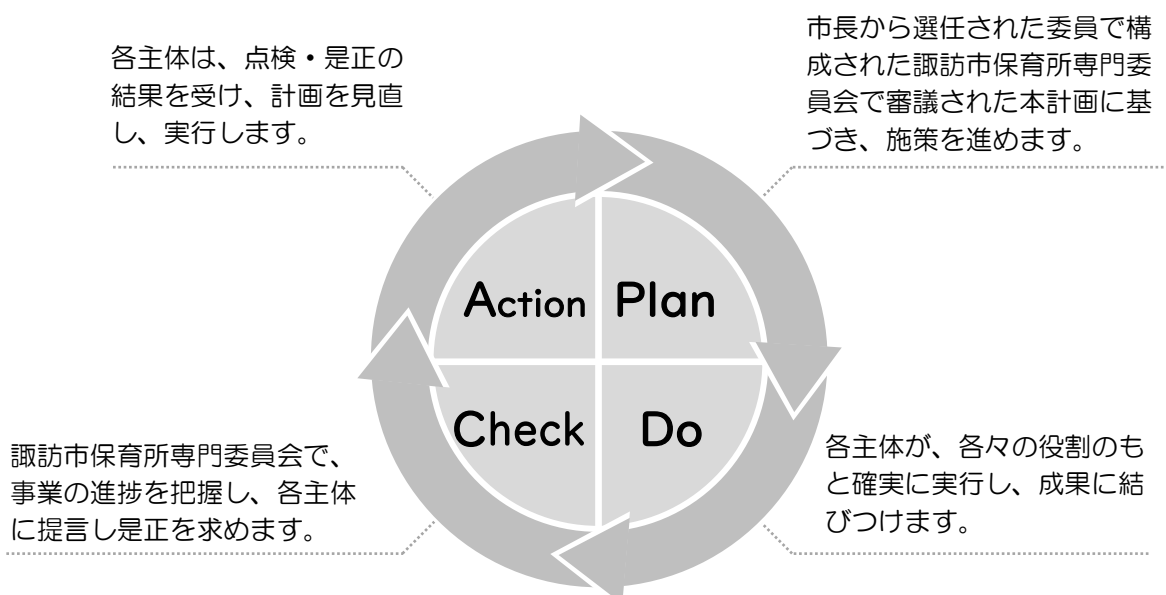
③ 点検・評価 (Check)

諏訪市保育所専門委員会で、事業の進捗を把握し、各主体に提言し是正を求めます。

④ 見直し・改善 (Action)

各主体は、点検・是正の結果を受け、計画を見直し、実行します。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

I アンケート調査結果からみえる現状

(I) 調査の概要

① 調査の目的

第三期子ども・子育て支援事業計画の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

諏訪市在住の就学前のお子さんをお持ちのご家庭の全世帯に対して送付

③ 調査期間

令和6年1月22日（月）から令和6年2月9日（金）

④ 調査方法

郵送による配布・回収
市内の通園中の園に提出
ウェブフォーム

⑤ 回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,510 通	532 通	35.2%
対象の子ども総数	2,026 人	740 人	36.5%

	配 布 数	対 象 数	有効回答数
子ども1人	1,035 通	1,035 人	532 人
子ども2人	436 通	872 人	194 人
子ども3人	37 通	111 人	14 人
子ども4人	2 通	8 人	0 人
総 数	1,510 通	2,026 人	740 人

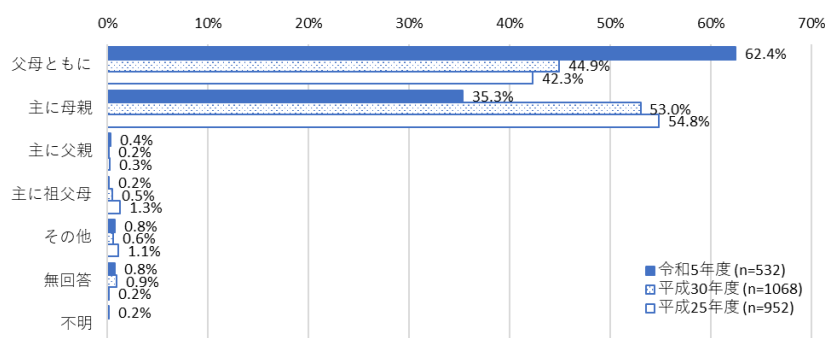
回収方法別	アンケート用紙	357 通	23.6%
	ウェブ回答	175 通	11.6%

(2) 子どもと家族の状況について

①子育てを主に行っている人

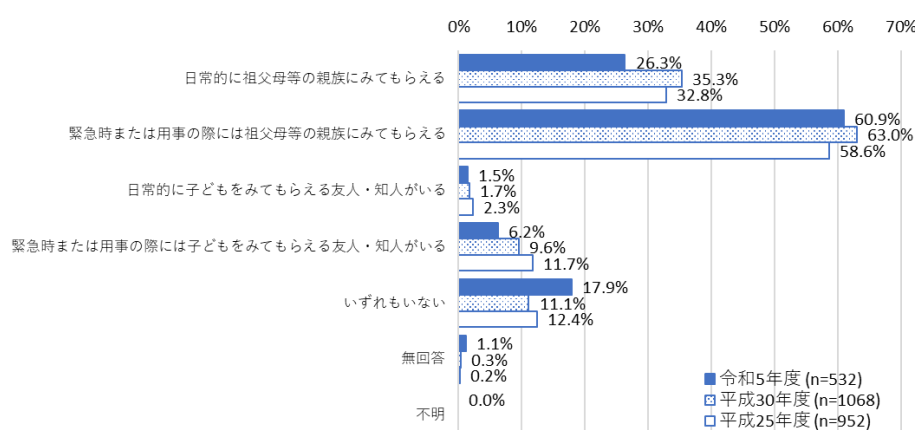
子育てを主に行っているのは、「父母ともに」の割合が62.4%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が35.3%となっています。

平成25年、30年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加している一方、「主に母親」の割合が減少しています。



② 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

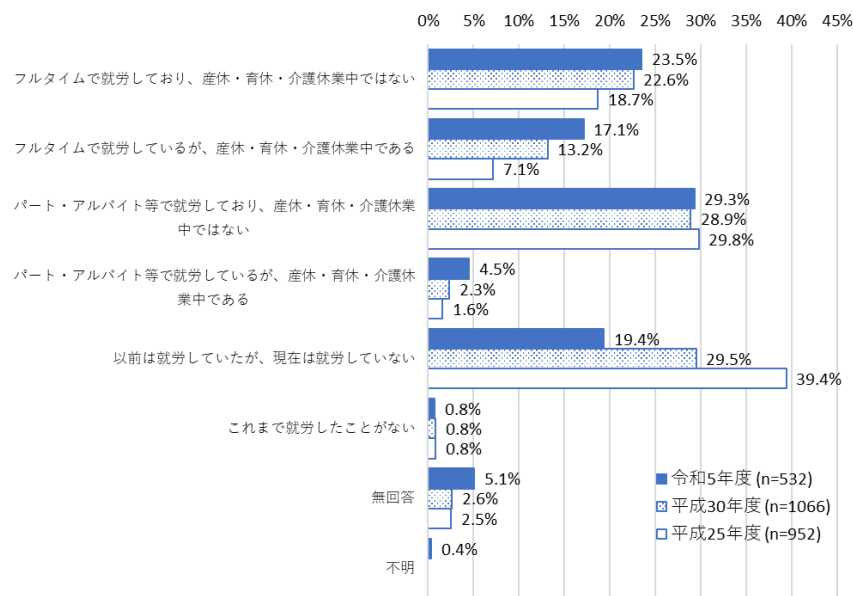
「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が26.3%、「いずれもない」の割合が17.9%となっています。



③ 母親の就労状況

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 29.3% と最も高く、「次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 23.5% となっています。

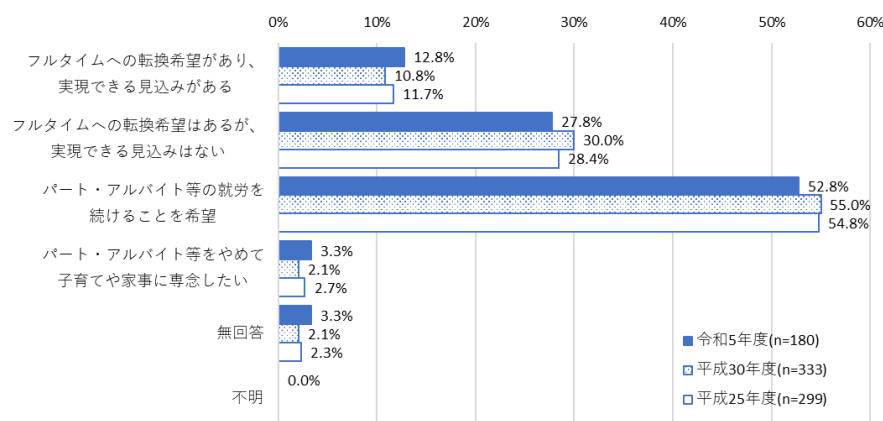
平成 25 年、30 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加している一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しており、フルタイムでの就労が増加していることが特徴です。



④ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が 52.8% と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 27.8%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が 12.8% となっています。

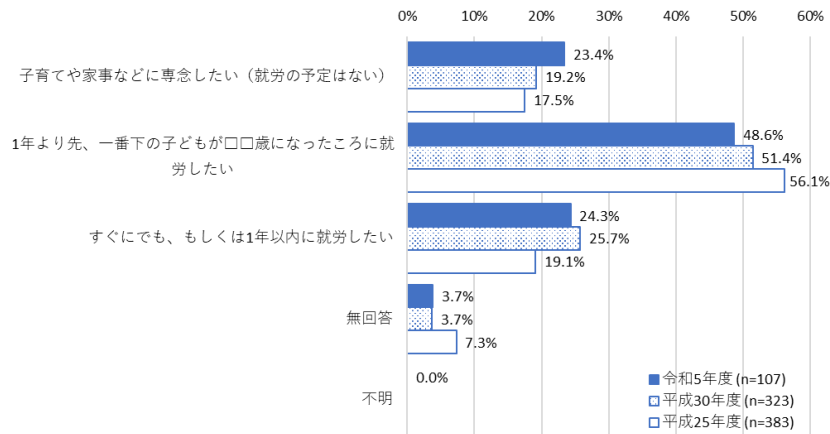
平成 25 年、30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑤ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが〇歳（一定年齢）になったところに就労したい」の割合が48.6%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が24.3%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が23.4%となっています。

平成25年、30年度調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が増加しています。

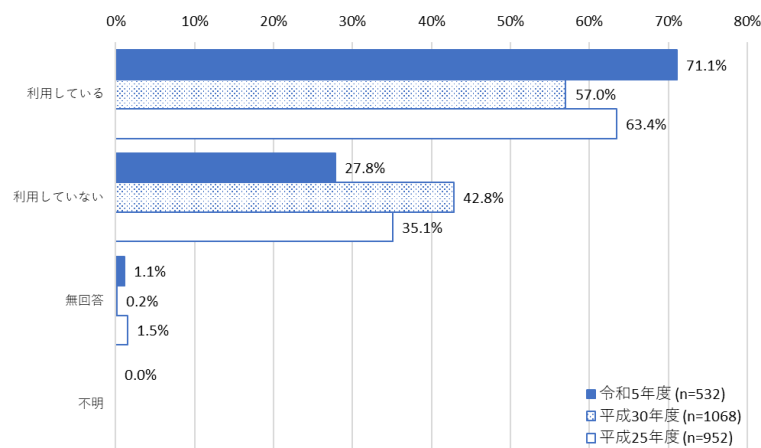


（3）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が71.1%、「利用していない」の割合が27.8%となっています。

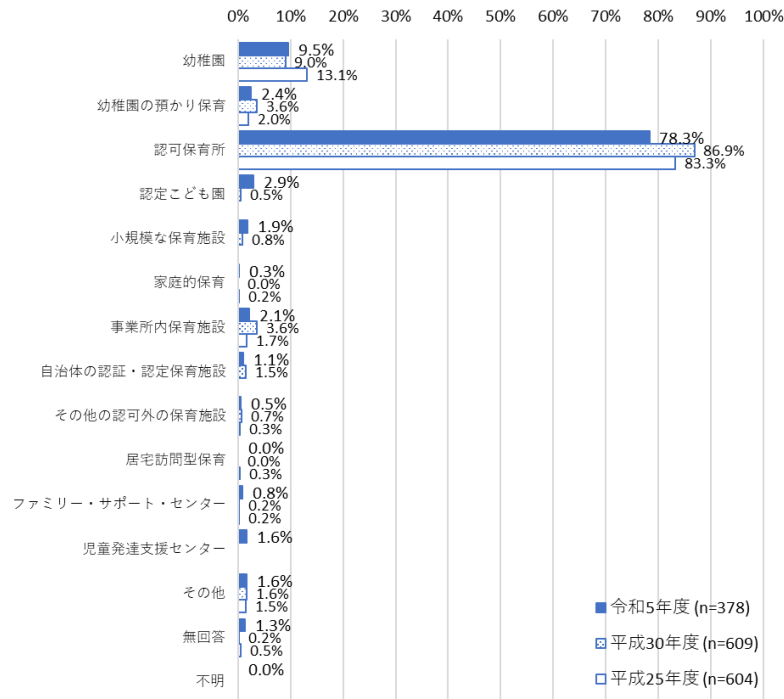
平成30年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加している一方、「利用していない」の割合が減少しています。



② 平日の定期的に利用している教育・保育事業、利用したい教育・保育事業

平日の定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所※」の割合が78.3%と最も高くなっていますが、平成30年度調査と比較すると、その割合が減少しています。

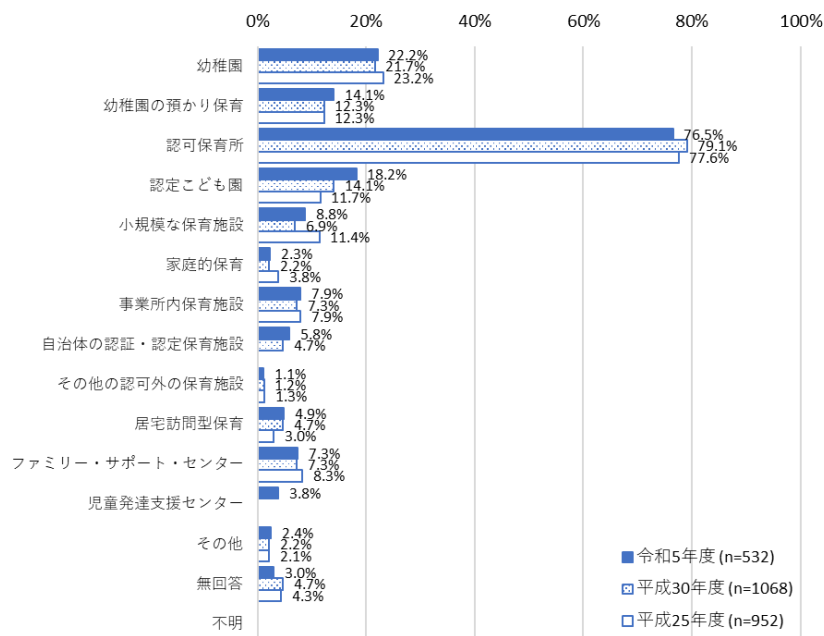
平日の定期的に利用している教育・保育事業



平日、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」の割合が76.5%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が22.2%、「認定こども園」の割合が18.2%となっています。

平成25年、30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

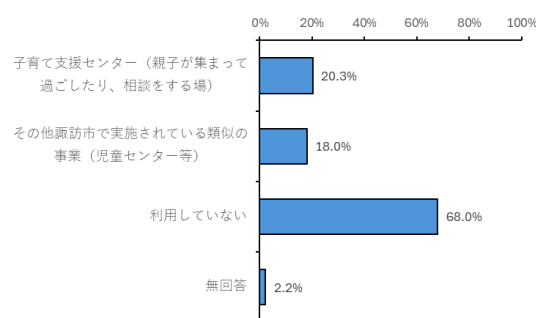
平日、定期的に利用したい教育・保育事業



(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

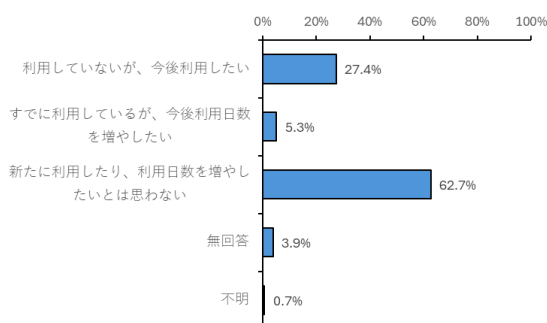
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が 68.0%と最も高く、次いで「子育て支援センター（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が 20.3%、「その他諏訪市で実施されている類似の事業（児童センター等）」の割合が 18.0%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

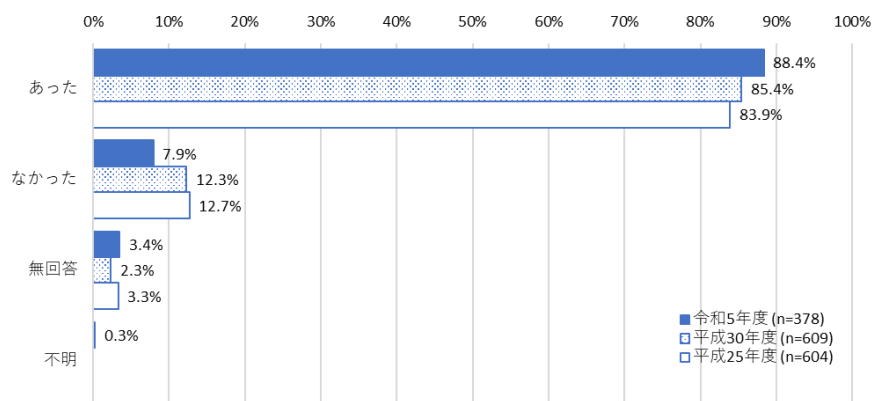
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 62.7%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 27.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 5.3%となっています。



(5) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

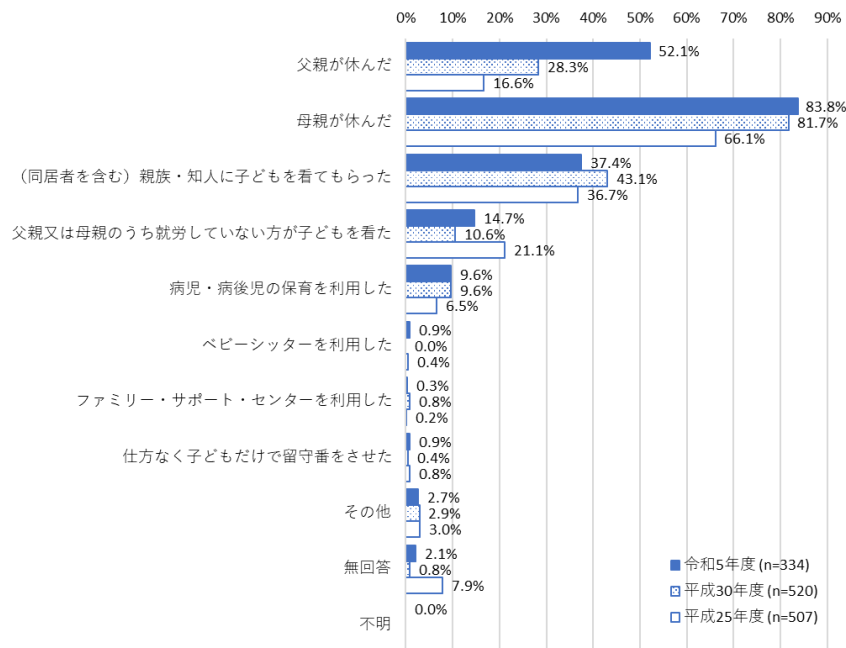
「あった」の割合が 88.4%、「なかった」の割合が 7.9%となっています。
平成 30 年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加し、「なかった」の割合が減少しています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が83.8%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が52.1%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が37.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父親が休んだ」の割合が大きく増加し、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもを看た」の割合も増加しています。一方、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が減少しています。

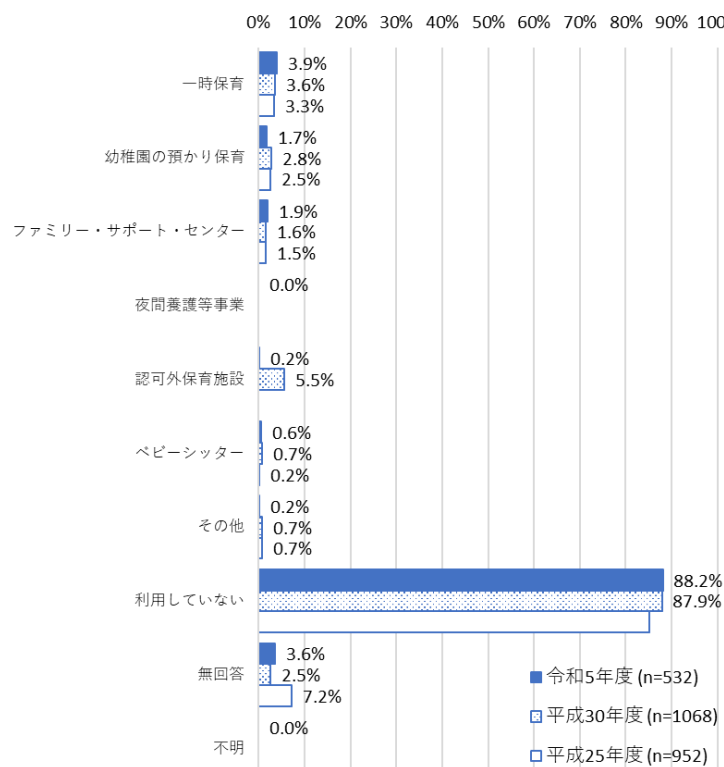


(6) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が 88.2%と最も高くなっています。

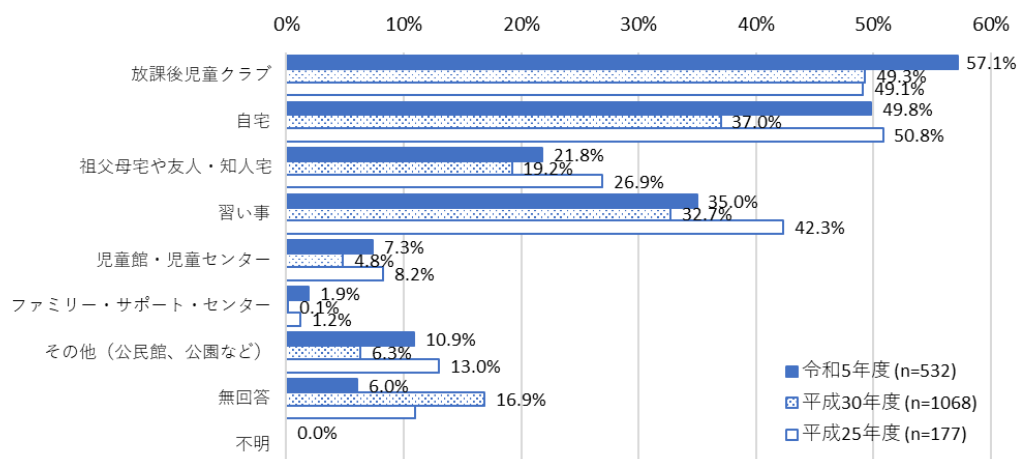
平成 30 年度調査と比較すると、「認可外保育施設」の割合が減少しています。



(7) 小学校就学後の過ごし方について

「放課後児童クラブ」の割合が 57.1%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 49.8%、「習い事」の割合が 35.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ」「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」などすべての項目での割合が増加しています。

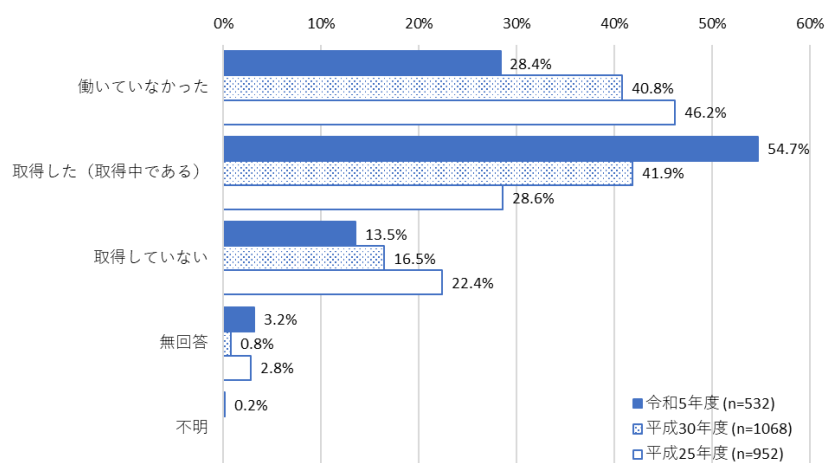


(8) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が 54.7%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 28.4%、「取得していない」の割合が 13.5%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」「取得していない」の割合が減少しています。



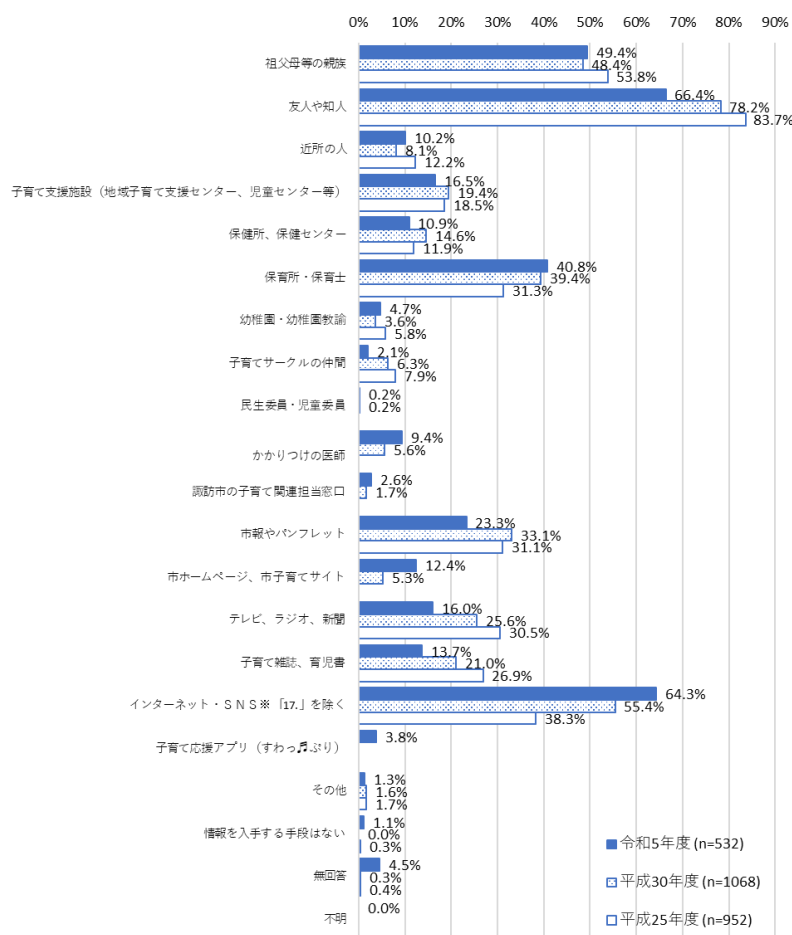
(9) 相談の状況について

① 子育てに関する情報の入手先

「友人や知人」の割合が66.4%と最も多く、次いで「インターネット・SNS※「17.」を除く」の割合が64.3%、「祖父母等の親族」の割合が49.4%となっています。

平成25年、30年度調査と比較すると、「友人や知人」の割合が徐々に減少しているのに対し、「インターネット・SNS※「17.」を除く」の割合が増加しています。

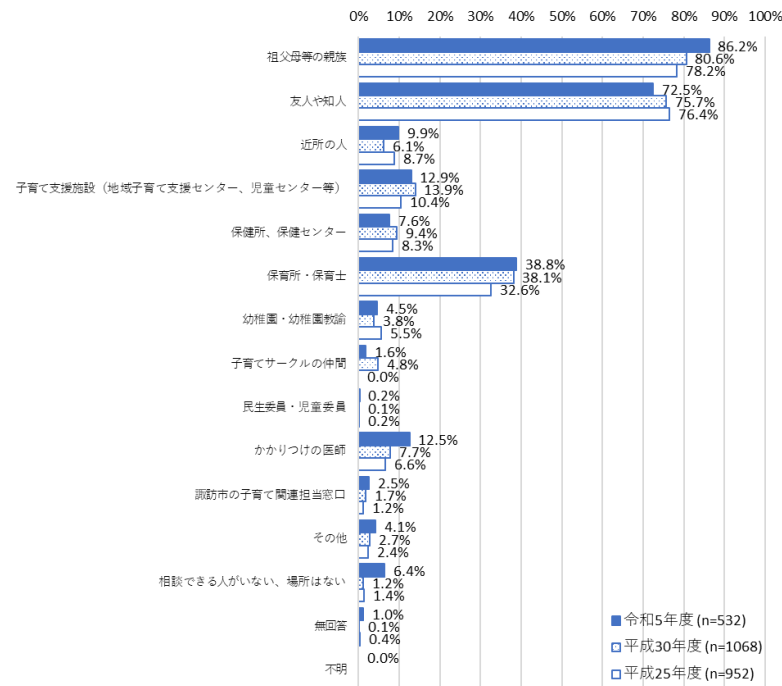
※「17. 子育て応援アプリ（すわっ♪ぷり）」



② 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「祖父母等の親族」の割合が 86.2%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が 72.5%、「保育所・保育士」の割合が 38.8%となっています。

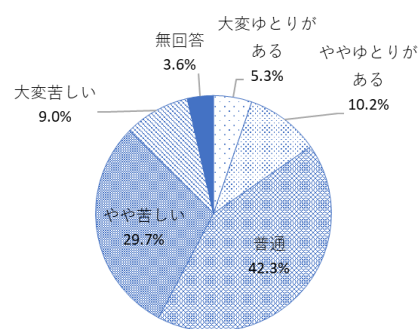
平成 30 年度調査と比較すると、「相談できる人がいない、場所はない」の割合が増加しています。



(10) ご家庭での生活状況について

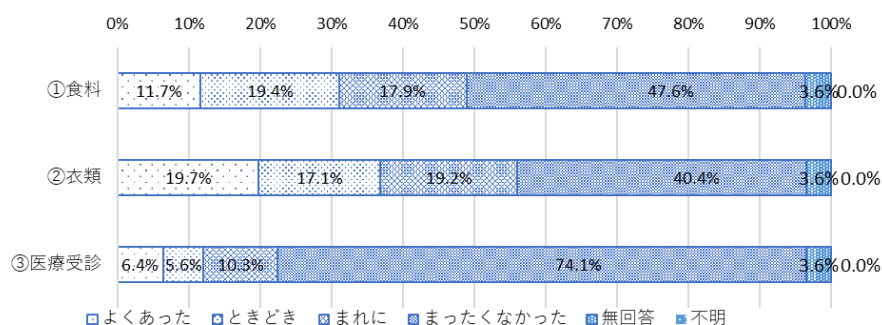
① 現在の暮らしの状況

「普通」の割合が 42.3%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が 29.7%、「ややゆとりがある」の割合が 10.2%となっています。



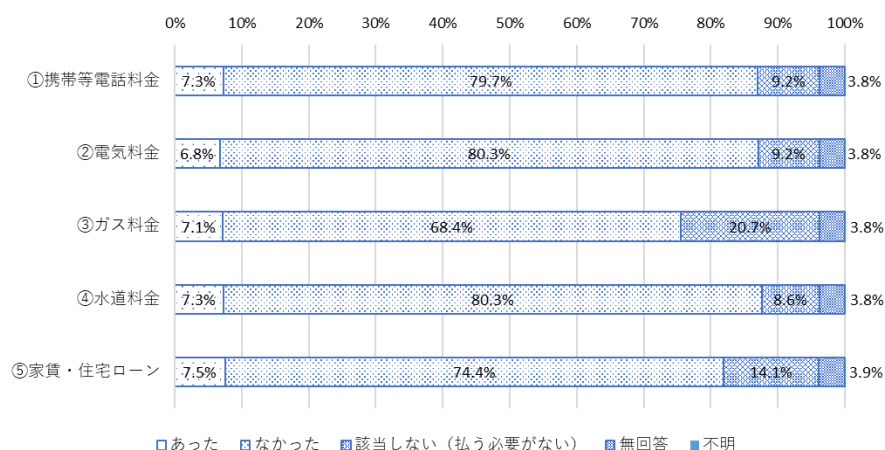
② 過去1年間にお金が足りなくて家族が必要とする物の購入を控えたことがあるか

『②衣類』で「よくあった」の割合が高くなっており、「よくあった」と「ときどき」を合わせた割合は『①食料』で 31.1%、『②衣料』で 36.8%、『③医療受診』で 12.0%となっています。



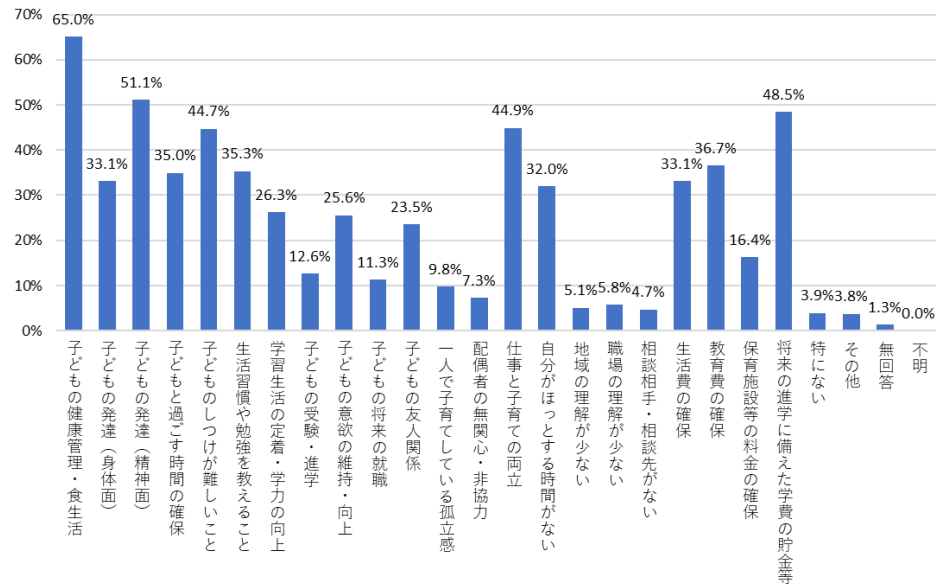
③ 過去1年間に経済的な理由で以下の①～⑤のサービス・料金について支払えないことがあったか

各項目で「あった」の割合が7%程度となっています。



④ 子育てをする上で、あなたが大変だと感じていること、悩んでいること

「子どもの健康管理・食生活」の割合が 65.0%と最も高く、次いで「子どもの発達（精神面）」の割合が 51.1%、「将来の進学に備えた学費の貯金等」の割合が 48.5%となっています。



<あ行>

アセスメント

評価、査定。

医療的ケア児

運動障がいや知的障がいに関わらず、呼吸、栄養、排泄について日常的に医療ケアを必要とする子ども。

M字カーブ

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブという。

LGBTQ

性的マイノリティを表す言葉。Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシャル）、Transgender（トランスジェンダー）、Questioning（クエスチョニング）の頭文字をとった言葉。

<か行>

ガイドライン

法律やルールなどを守るための指針や指標、方向性。

核家族

夫婦のみの世帯（世帯主とその配偶者のみで構成する世帯）、夫婦と未婚の子のみの世帯（夫婦と未婚の子のみで構成する世帯）、ひとり親と未婚の子のみの世帯（父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯）のこと。

寡婦

婚姻関係にあったパートナーと死別したり離縁したりした後、再婚せずにいる方や、夫や妻の生死が不明の方で一定の要件を満たす方。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

合計特殊出生率

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、1人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

こども家庭センター

全てのこどもとその家庭、そして妊産婦に対して、切れ目のない支援を提供する公的機関。

こども基本法

令和 4 年に成立し、令和 5 年 4 月に施行された、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。

こども計画

こども基本法第 10 条第 2 項で策定が努力義務とされているこども施策に関する計画。こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育ての当事者等の意見を反映し作成するもの。既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成できる。

子ども・子育て関連 3 法

「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 24 年法律第 67 号）の 3 法のこと。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の見込、確保・拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

こども大綱

こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けた、基本的な取組を実行していくための方針を定めたもの。

こども・若者育成支援推進法

平成 21 年 7 月に成立し、平成 22 年 4 月に施行された、一人一人の子ども・若者が健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指し制定された法律。

コーホート変化率法

過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

<さ行>

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成 15 年に制定された法律。

児童虐待

親または養育者によって子どもに加えられた行為の中で、子どもの心を傷つけ、健全な成長発達を損なう行為をいい、大きく次の4つに分類される。

①身体的虐待、②育児放棄／ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待。

出生率

一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口1000人当たりの、1年間の出生児数の割合をいう。日本では毎年10月1日現在の人口を基準とする。

受動喫煙

他人の喫煙により発生したたばこの煙を吸わされること。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

<た行>

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

<な行>

ニーズ

要求、求めているもの、需要。

認可外保育所

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする保育所で、同法第35条第4項の規定に基づく認可を受けていない保育所。乳幼児の定員が6人以上の保育所など、一定の条件を満たすものは市町村への届けが必要となる。

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。

ノーマライゼーション

社会的支援を必要としている人々（例えば、障がいのある人たち）を、いわゆるノーマルな人にするを目的としているのではなく、その障がいを共に受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供すること。

<は行>

パートナーシップ

関係者または関係機関が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組みまたは連合体のこと。

“ひろがる笑顔” ゆめ保育所プラン

保育・幼児教育サービス全体の充実を図り、もって子どもたちの豊かな育ちに資する保育行政を安定的・持続的に展開するために令和2年3月に策定した「諏訪市公立保育所の適正規模・適正配置及び民営化等基本方針」。

P D C A サイクル

業務プロセスの管理手法の1つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

ファミリー・サポート・センター（すわ子育て支援ネットワーク “ぷりん”）

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

保育 I C T システム

インターネットやスマホアプリなどを活用して、保育士の日々の業務を軽減し、効率化を図るシステム。保育所・幼稚園のほかにも、認定こども園などでも利用されている。

放課後児童対策パッケージ

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めること。

新プランでは、2023年度までの期間内に約30万人分の受け皿整備を行い、その中で、2021年度末までに放課後児童クラブにおける待機児童を解消するために約25万人分の受け皿整備を図ることを目標とした。期間終了後もその理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、引き続き取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられた。

放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病などにより、放課後の家庭において健全な育成を受けられない小学生を対象に、生活や遊びの場を提供する場。

<や行>

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

要保護児童

児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童。保護者のない児童、または保護者に監護させることが不適当な児童、あるいは身体的・精神的障害が認められる児童や、行動に問題のある児童が含まれる。児童福祉法は、一般の国民に対し、要保護児童を発見した場合、福祉事務所または児童相談所に通告することを義務付けている。

<ら行>

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

ロールプレイ

実際の場면을想定して、その中で自分の役割を演じ、疑似体験すること。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現に向けた取り組み。

3 計画策定経過

N0.	会議名	日程	場所	協議内容
1	令和5年度第1回 保育所専門委員会 (以下「委員会」)	令和5年 10月20日	302 会議室	第三期諏訪市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて、アンケート調査について
2	第2回委員会	12月22日	302 会議室	アンケート調査スケジュールについて、調査項目について
3	アンケート調査	令和6年 1月22日～2 月9日	市内郵送	対象：就学前児童保護者1,510通 回収：532通 回収率：35.2%
4	第3回委員会	3月25日	302 会議室	アンケート調査結果速報について
5	令和6年度 第1回委員会	6月27日	302 会議室	アンケート調査結果報告について、基本理念等意見聴取について
6	第2回委員会	7月26日	201 会議室	こども計画としての位置付けについて
7	関係課所（施設） 会議（第1回）	8月21日	201 会議室	こども計画について、スケジュール・作業依頼について
8	第3回委員会	8月23日	201 会議室	こども計画の策定について、計画骨子について
9	第4回委員会	9月30日	201 会議室	量の見込みと提供体制の確保内容について、個別施策について
10	関係課所（施設） 会議（第2回）	10月25日	WEB 会議	こども計画（素案）について
11	第5回委員会	10月29日	201 会議室	こども計画（素案）について
12	関係課所（施設） 会議（第3回）	11月25日	WEB 会議	こども計画（案）について
13	第6回委員会	12月6日	201 会議室	こども計画（案）について
14	関係課所（施設） 会議（第4回）	12月18日	WEB 会議	こども計画（案）について
15	パブリック コメント	12月25日～ 令和7年 1月24日	公民館、 市役所、 こども課	

4 策定委員名簿

諏訪市保育所専門委員会名簿

(順不同・敬称略)

【令和5年10月～令和6年3月】

氏 名	所属団体等
(委員長) 関 隆 雄	学識経験者
(副委員長) 宮澤 節子	NPO法人すわ子ども文化ステーション 代表理事
宮本 幸男	諏訪市民生児童委員協議会 主任児童委員部会 部会長
島津美穂子	諏訪市子育て支援ネットワーク 共同代表
古谷 良太	社会福祉法人この街福祉会 代表常務理事
野田 安則	認定こども園すわせいぼ幼稚園 園長
小池香奈恵	諏訪市保育園保護者会連合会 副会長
柳 澤 修	諏訪市PTA連合会 会長
木澤 千波	長野県福祉大学校保育実習室 室長
窪田 真弓	諏訪市保育協会 会長

【令和6年4月～令和7年3月】

氏 名	所属団体等
(委員長) 関 隆 雄	学識経験者
(副委員長) 宮澤 節子	NPO法人すわ子ども文化ステーション 代表理事
宮本 幸男	諏訪市民生児童委員協議会 主任児童委員部会 部会長
島津美穂子	諏訪市子育て支援ネットワーク 共同代表
古谷 良太	社会福祉法人この街福祉会 代表常務理事
野田 安則	認定こども園すわせいぼ幼稚園 園長
小川 由貴	諏訪市保育園保護者会連合会 会計
竹野入将宏	諏訪市PTA連合会 会長
木澤 千波	長野県福祉大学校 保育学科教授
名取 春美	諏訪市保育協会 副会長

諏訪市保育所専門委員会事務局

【令和5年10月～令和7年3月】

氏 名	所属団体等
守屋 和則	諏訪市健康福祉部長
三村 伸彦	諏訪市こども課長
北 原 潤	諏訪市こども課保育係長
伊藤 光子	諏訪市こども課子育て支援係長
西山 恭子	諏訪市こども課こども応援係長
伊藤恵梨子	諏訪市こども課保育係
柳 平 亮	諏訪市こども課保育係 (～令和6年3月)
矢島 由花	諏訪市こども課保育係 (令和6年4月～)
岩波恵一郎	諏訪市こども課保育係
堀内 洋季	諏訪市こども課保育係